

令和4年（2022年）12月5日（月曜日）

第 3 号

令和4年第4回北海道議会定例会会議録

第3号

令和4年（2022年）12月5日（月曜日）

議事日程 第3号

12月5日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第19号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（94人）

議長 100番 小畑保則君
副議長 61番 市橋修治君
1番 寺島信寿君
2番 木葉淳君
3番 小泉真志君
4番 鈴木一磨君
5番 武田浩光君
6番 植村真美君
7番 佐々木大介君
8番 滝口直人君
9番 林祐作君
10番 檜垣尚子君
11番 星克明君
12番 宮下准一君
13番 村田光成君
14番 渡邊靖司君
15番 浅野貴博君
16番 安住太伸君
18番 渊上綾子君
19番 松本将門君

20番 壬生勝則君
21番 宮崎アカネ君
22番 山根理広君
23番 阿知良寛美君
24番 田中英樹君
25番 菊地葉子君
26番 宮川潤君
27番 中野渡志穂君
28番 荒当聖吾君
29番 白川祥二君
30番 新沼透君
31番 池端英昭君
32番 小岩均君
33番 菅原和忠君
34番 中川浩利君
35番 畠山みのり君
36番 藤川雅司君
37番 大越農子君
38番 太田憲之君
39番 加藤貴弘君
40番 桐木茂雄君
41番 久保秋雄太君
42番 佐藤禎洋君
43番 清水拓也君
44番 千葉英也君
45番 道見泰憲君
46番 船橋賢二君
47番 丸岩浩二君
48番 梅尾要一君
49番 笠井龍司君
50番 中野秀敏君

51番	花崎	勝君	89番	吉田	正人君
52番	三好	雅君	90番	遠藤	連君
53番	村木	中君	91番	大谷	亨君
54番	吉川	隆雅君	92番	喜多	龍一君
55番	吉田	祐樹君	94番	本間	勲君
57番	田中	芳憲君	95番	伊藤	条一君
58番	沖田	清志君	97番	神戸	典臣君
59番	笹田	浩君	98番	高橋	文明君
60番	松山	丈史君	99番	和田	敬友君
62番	稲村	久男君	欠席議員（2人）		
63番	梶谷	大志君	17番	内田	尊之君
64番	北口	雄幸君	56番	佐々木	俊雄君
65番	広田	まゆみ君	欠員（4人）		
66番	赤根	広介君	74番		
67番	佐藤	伸弥君	82番		
68番	中山	智康君	93番		
69番	安藤	邦夫君	96番		
70番	志賀谷	隆君	<hr/>		
71番	真下	紀子君	出席説明員		
72番	森	成之君	知事	鈴木	直道君
73番	大河	昭彦君	副知事	浦本	元人君
75番	池本	柳次君	同	土屋	俊亮君
76番	滝口	信喜君	同	小玉	俊宏君
77番	須田	靖子君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	藤原	俊之君
78番	高橋	亨君	総務部危機管理監	古岡	昇君
79番	三津	丈夫君	総合政策部長	濱坂	真一君
80番	平出	陽子君	総合政策部 次世代社会戦略監	中村	昌彦君
81番	富原	亮君	総合政策部 交通企画監	宇野	稔弘君
83番	松浦	宗信君	環境生活部長	森	隆司君
84番	角谷	隆司君	環境生活部 ゼロカーボン推進監	今井	太志君
85番	千葉	英守君	保健福祉部長	京谷	栄一君
86番	中司	哲雄君			
87番	藤沢	澄雄君			
88番	村田	憲俊君			

保健福祉部
新型コロナウイルス
感染症対策監
佐賀井 祐一 君

保健福祉部
少子高齢化対策監
鈴木 一博 君

経済部長
中島 俊明 君

経済部観光振興監
山崎 雅生 君

経済部食産業振興監
遠藤 俊充 君

農政部長
宮田 大 君

水産林務部長
山口 修司 君

建設部長
北谷 啓幸 君

建設部建築企画監
細谷 俊人 君

財政局長
木村 敏康 君

財政課長
松林 直邦 君

教育委員会教育長 倉本 博史 君

教育部長
兼教育職員監 池野 敦 君

学校教育監 唐川 智幸 君

総務課長 奥寺 正史 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐々木 徹 君

議事課長 松井 直樹 君

議事課長補佐 松村 伸彦 君

議事係長 小倉 拓也 君

議事課主任 古賀 勝明 君

同 成田 将幸 君

午後1時1分開議

○議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[松井議事課長朗読]

1. 本日の会議録署名議員は、

佐藤 禎洋 議員
清水 拓也 議員
千葉 英也 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第19号
(質疑並びに一般質問)

○議長小畑保則君 日程第1、議案第1号ないし第19号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

宮下准一君。

○12番宮下准一君（登壇・拍手）（発言する者あり）札幌市清田区選出、自民党・道民会議の宮下准一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、農業振興についてお伺いをいたします。

まず、都市近郊農業を担う多様な人材確保についてであります。

私が住む札幌市では、平成28年度に、おおむね10年後の札幌市の農業を見据え、さっぽろ都市農業ビジョンが作成されております。

このビジョンでは、都市近郊に立地する札幌市農業の特徴を生かし、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上はもとより、担い手への支援や新規就農者の確保に加え、企業の農業参入など、多様な人材の育成確保を図ることとしております。

札幌市の農業は、生産規模、生産額は大きいわけではありませんが、多くの農産物を生産し、都市近郊に立地して利便性がよく、企業の農業参入や農福連携の取組などが期待できる地域だと考えております。

道では、都市近郊農業を担う多様な人材確保についてどのように認識しており、今後どのように支援を行っていく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、新たな農地施策の推進についてであります。

世界情勢の変化に伴い、食料の安定供給に向けたリスクが顕在化していることなどを踏まえ、国は、本年6月、骨太の方針の中に、食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進を柱の一つとして位置づけるとともに、食料・農業・農村基本法の見直しなど、農業政策の転換を図ることとしております。

これまで、食料生産の基盤となる農地施策については、経営規模の零細化や農地の分散といった構造的課題に対応するため、農地法や農用地利用増進法、農業経営基盤強化促進法において、安心して農地を貸せる仕組み、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する仕組みや認定農業者制度を創設し、意欲ある農業者に農用地を集積するなど、優良農地の維持確保に努めてきたと承知をしております。

こうした中、国は、今後、さらなる農業者の減少や耕作放棄地の拡大が見込まれることから、多様な担い手を確保しながら農地の集約化等を一層進めるため、本年5月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正したと承知しておりますが、道は、今回の法改正が本道に与える影響についてどのように認識しているのか、また、本道農業が食料供給地域としての役割を果たしていくため、新たな農地施策をどのように推進するのか、所見をお伺いいたします。

次に、原子力災害への対応についてであります。

道では、国の原子力災害対策指針等に基づき、北海道地域防災計画の原子力防災計画編の中で、万が一の原子力災害に備えた原子力災害医療協力機関の指定を行っておりますが、北海道電力泊発電所が立地している泊村、そして、共和町、岩内町、神恵内村、いわゆる岩宇4町村内の協力医療機関として唯一指定をされている岩内協会病院では、7名いた常勤医師が近年相次いで退職し、先月時点で常勤医師が3名となっており、大学病院等からの非常勤医師の派遣を仰いで医療提供体制を維持している状況となっております。

地域における医師不足は全道的な課題であり、その解消に道としても様々な努力を重ねていることは承知しておりますが、原子力発電所が立地しているというこの地域の特殊性を考えれば、

医師不足の解消に特に重点を置いて早急に取り組む必要があると考えます。

道は、原子力発電所立地地域における医師不足の現状について、どのような認識を持っており、今後どのように対応する考えなのか、見解をお伺いいたします。

次に、令和5年度全国高等学校総合体育大会についてであります。

昭和62年度以来、36年ぶりに本道で開催される全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイの開催まで約8か月となりました。

令和5年7月22日から8月21日までの31日間にわたり、本道では、19市町において28競技、31種目が開催される予定となっております。私の住む札幌市においても、厚別公園競技場で陸上競技などが開催を予定されております。

本道において全国の高校生トップアスリートが集うスポーツの祭典が開催されることは極めて意義深いものであり、出場する選手はもちろん、大会を支える高校生にとっても活躍できる場となり、また、地域の活性化にもつながる大きなイベントとして期待をされております。

大会を成功させるためには、選手が集中して競技に臨める環境を整備するとともに、選手や観客が安心して参加、観戦できることが重要と考えますが、円滑な競技運営や安全、安心な大会に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

また、会場となる市町や関係団体などをはじめ、多くの道民の方々の協力は欠かすことができません。そのためにも、広く周知を図り、大会への理解を深めていただくことが大切と考えますが、機運の醸成に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

昨日、スポーツ議連でレバンガ北海道の試合を観戦させていただきました。その会場で、高校生の皆さんがチラシを配って周知されておりました。

ちなみに、レバンガ北海道は、スポーツ議連の応援によって逆転勝ちすることができましたことを申し添えます。

今回のインターハイを契機に、道内のジュニアのスポーツ競技力の向上につなげていくことも大切であると考えますが、道教委の今後の対応についても併せてお伺いをいたします。

次に、幼児教育についてであります。

幼児期における教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして非常に重要であります。

私は、これまで、幼児教育に関し、令和3年の第2回定例会から3度にわたり一般質問で取り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大による保育者の研修機会の減少に対する取組や、オンラインを活用した研修の推進等についてお伺いし、教育長から、オンデマンド教材などの充実やオンライン公開保育の実施など、ICTを活用した取組を複線的に展開し、保育者の資質、能力の向上に努めていくとの答弁をいただいたところであります。

現在、国では、義務教育開始前後の5歳児から小学校第1学年の2年間のかけ橋期における教育方法など、全ての子どもが格差なく質の高い学びへつなぐことができるようにするための議論が進められているほか、本年度から3年間、かけ橋期の教育内容の研究と成果の普及に取り組

む、幼保小の架け橋プログラム事業が実施され、北海道も採択自治体の一つであると承知をしております。

こうした昨今の動きを踏まえ、本道の幼児教育のさらなる充実を図るため、特に、幼小連携・接続の推進について今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、がん対策についてであります。

平成30年に道が策定した北海道がん対策推進計画は、令和5年度が最終年度となります。

道においては、令和3年9月に中間評価の報告書を取りまとめたことと承知しております。その中で、市町村におけるがん検診の受診率向上などの進捗の遅れのほか、患者本位のがん医療の実現に向けた小児・AYA世代の対策に、一部遅れなどが報告をされております。

小児・AYA世代のがん患者の方々への治療では、放射線治療や抗がん剤治療により生殖機能が影響を受けて、妊娠する力である妊よう性が低下するおそれがあるとされていることから、このような患者の方々への対応が課題となっており、昨年の第4回定例会の我が会派の議員による一般質問等では、将来、子どもを持ちたいと願うこれらの世代の方々に対する早期の支援実施について伺ってきたところであります。

道は、中間評価の報告も踏まえ、その後どのように支援に取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、エゾシカ対策についてであります。

本年9月に公表したエゾシカの推定生息数については、北海道の南部地域を除く地域で約69万頭と、前年度に比べ2万頭増加したと承知をしております。

昨年のエゾシカが関連した交通事故は、前年から500件増加して、過去最多の4009件になったと聞いております。

今年10月には標茶町の国道で鹿が絡んだ事故で2名の方がお亡くなりになり、道東だけでなく、胆振管内でも事故が多発しており、12月以降も鹿が餌などを求めて活発に移動する時期であり、車の運転には特に注意が必要です。

また、今年10月30日の土曜日の午後には、私の地元・清田区のホームセンターの駐車場に鹿が侵入し、駐車場で歩行者との接触事故も発生をしております。

さらに、農林業被害についても、令和3年度の被害額は、前年度より10%近く増加し、約45億円に達したと聞いております。

我々の生活とのあつれきを生じさせないためには、一層の個体数の適正な管理が重要であります。

そこで、これまで、個体数の適正な管理に向け、どのような目標の下で対策を講じてきたのか、また、その結果についてどのような認識を持つのか、お伺いをいたします。

最後に、今後の捕獲対策についてお伺いをいたします。

自然や野生動物に対応した取組については、気象の変化や動物の行動を追うなどの状況把握が難しく、対策が遅れがちになることが多いものと考えます。

特に、最近では、道内各地のエゾシカに関する報道の記事を目にする機会が多いと感じ、さらに、一部地域では、ライフル銃や散弾銃に必要な銃弾が不足していると聞いております。

エゾシカが及ぼす人間生活への影響などが大きくなってから慌てて対策を講じるのではなく、自然の状況や生息状況などを的確に推定し、被害が大きくなる前に早い段階で必要な対策を講じることが重要であります。

交通事故や農林業被害などを減らすためには、被害の発生している場所において、侵入防止柵など、被害防止のための対症療法的な対策も有効と考えますが、まず、根本原因であるエゾシカの生息数を減少させるため、捕獲を推進することが重要と考えるところであります。

道は、今後、どのような捕獲目標の設定を行い、その目標達成に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）宮下議員の質問にお答えいたします。

最初に、新たな農地施策の推進についてであります。本年5月の農地関連法の改正により、これまで農地の権利移動の主流であった農業経営基盤強化促進法に基づく市町村段階の手續が廃止され、農地バンクである北海道農業公社を経由した手續に一元化されますことから、公社が分散した農地をまとめて引き受け、団地化して再配分することなどにより、担い手への農地の集約が一層円滑に進められるものと認識をしております。

このため、道では、新たな制度のメリットを最大限発揮できるよう、市町村への権限移譲により、これまで培われてきた地域主体の権利調整の仕組みを生かすとともに、農地の権利移動の中核を担う公社の体制強化を図り、食料生産の重要な基盤である優良農地を意欲的な担い手に積極的に集積してまいります。

次に、原子力発電所立地地域における医師確保についてであります。道では、地域防災計画に基づき、札医大附属病院及び北大病院を原子力災害拠点病院として、また、泊村に隣接する岩内協会病院をはじめとする15の機関を原子力災害医療協力機関として指定しており、この中で、岩内協会病院については、救急医療を含む平常時の地域医療はもとより、原子力災害発生時には、被曝傷病者に対する初期診療など、その役割を果たす上で医師の確保は大変重要と認識しております。

このため、道としては、今後とも、医育大学に設置する地域医療支援センターからの派遣、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置のほか、緊急・臨時的な医師の派遣などの支援にも努めながら、圏域全体で必要な医療を確保するとの考えの下、原子力発電所立地地域において必要な医療機能が確保できるよう取り組んでまいります。

次に、がん対策に関し、小児やAYA世代に対する支援についてであります。道では、北海道がん対策推進計画の中間評価を踏まえ、本年1月から、札幌医科大学など、道内七つの医療機関を指定し、妊よう性温存療法に係る費用の助成を開始したところであります。

また、がん治療の開始前に生殖機能への影響に関する説明を受けた割合が全国に比べ低いといった課題を踏まえ、道内のがん治療を行う医療機関に対し、生殖医療機関との連携について協力を求めるとともに、道民の皆様にごやう性温存についての理解を深めていただくための講演会の開催などにも取り組んできたところであります。

道としては、今後とも、指定医療機関と道内各地域のがん治療を行う医療機関で構成する、がん・生殖医療ネットワーク会議を通じ、各地域において円滑にごやう性温存療法へつなぐことができるよう連携体制を一層強め、AYA世代のがん患者の皆様への支援の充実に努めてまいります。

最後に、エゾシカ対策に関し、今後の取組についてであります。本年度、16万3000頭としている捕獲目標頭数に関し、有識者の方々からは、さらなる捕獲数の増加が必要との意見があることや、市町村に対する捕獲可能頭数の調査結果などを踏まえ、来年度は18万5000頭に上積みするとともに、将来に向け、生息数の削減効果が高い雌の捕獲比率を引き上げることとしたところであります。

道としては、引き続き、国の交付金や道の地域づくり総合交付金を活用し、市町村が実施する捕獲やそれに係る機材の購入を支援するなど、捕獲数の増加に取り組むとともに、道自らも指定管理鳥獣捕獲等事業などによる捕獲を行い、農業被害の軽減や事故の防止に向けて適正な個体数管理を着実に進めてまいります。

なお、その他の答弁につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）農業振興に関し、都市農業を担う人材確保についてであります。都市農業は、生産と消費の場が近いという立地条件を生かし、生鮮野菜など、新鮮な農産物を消費者に供給するとともに、6次産業化や製品開発などに取り組んでいるほか、農産物直売所、観光農園など、生産者と消費者との交流を通じ、農業への理解や食育を推進する場としての役割も果たしており、それを支える人材の確保は重要であると認識しております。

このため、道では、農外からの雇用労働の確保や農福連携の推進に必要な働きやすい職場環境づくりを進めるほか、食料品の製造販売業をはじめとする法人の農業参入などにも取り組んでおり、今後とも、都市農業を担う多様な人材の育成確保が図られるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 環境生活部長森隆司君。

○環境生活部長森隆司君（登壇）エゾシカ対策についてでございます。道では、個体数の適正な管理を図るため、毎年度、有識者の意見を踏まえて捕獲目標数を設定するとともに、市町村に対し、実態に応じた被害防止計画の見直しを促すなど、関係機関と連携して捕獲対策の強化に努めてきたところでございます。

捕獲目標数につきましては、令和2年度まではおおむね14万頭前後に設定しておりましたが、

平成30年度に発生した事故に伴う国有林での銃による猟の規制や、少雪による鹿の行動変化の影響などにより、目標数の捕獲は困難な状況が続いていたところでございます。

このため、令和3年度は、さらなる捕獲数の上積みを図るため、目標頭数を16万3000頭に引き上げるとともに、市町村において捕獲圧を高めていただいたことにより、前年度を上回る捕獲実績が見込まれているところであり、適正な個体数管理に向けましては、引き続き捕獲対策の強化が必要であると認識をしているところでございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）宮下議員の御質問にお答えをいたします。

まず、令和5年度全国高等学校総合体育大会に関しまして、その開催に向けた取組等についてであります。現在、北海道実行委員会の各専門部会と各市町の実行委員会、道高体連などが連携をいたしまして、競技運営の体制構築、施設設備の準備、新型コロナウイルス感染症防止への対応などに取り組んでおり、今後、各競技の相互の連携を図りながら、各開催地の状況を詳細に把握し、必要な支援を行うなど、安全、安心な大会運営に資するよう万全を期してまいります。

また、本大会が多くの皆様の御理解や御支援の下で行うことができるよう、高校生によるイベント開催、SNSなど多様な媒体を活用した広報活動などを通じ、機運の醸成に取り組んでいるところであります。

さらに、大会の開催を契機として、より多くの子どもたちがスポーツに親しみ、技能の向上などにつなげていくことができるよう、中体連や高体連などの関係団体と連携を図り、大会の成果を広く普及するとともに、指導者の指導力向上を図るほか、知事部局と連携をしながら、子どもたちの体力や競技力の向上に取り組んでまいります。

次に、幼児教育に関しまして、学びや生活の基盤を育む幼小連携・接続についてであります。幼児期における学びの芽生えを児童期の自覚的な学びにつなげるためには、教育委員会と福祉部局との連携の下、幼児教育施設と小学校が互いの教育について理解を深め、5歳から小学校第1学年の間に当たるかけ橋期のカリキュラムを作成することや、教育方法の充実改善を図ることが重要であります。

このため、道教委では、市町村長部局や教育委員会の職員等を対象とした研修を全ての管内で実施し、幼小連携・接続の充実に向けた体制づくりを進めるほか、本年度から、関係者が連携をし、かけ橋期のカリキュラム開発に向けた具体的な実践、検証を行う北海道版幼児教育スタートプログラム事業を行っております。

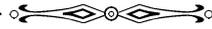
今後は、モデル地域等における効果的な事例を積み重ね、その成果を道内各市町村に周知するとともに、引き続き、各管内において実務者を対象とした研修を実施し、広く幼児教育の重要性を発信するなど、全ての地域において幼小連携・接続の取組が一層推進されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 宮下准一君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩



午後1時35分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

荒当聖吾君。

○28番荒当聖吾君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺ってまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

道内の新規感染者数は、先月22日には過去最高となる1万1394人を記録するなど、11月の1か月だけで5度にわたり過去最高を更新しております。

また、新規感染者数の増加に伴い、死亡者数も増加をしており、さらには、道内で初めてBQ. 1. 1系統の変異株が札幌市で確認されたということもあり、さらなる感染拡大が懸念をされているところであります。

道民の命と暮らしを守るため、何よりも、なお一層の医療提供体制の整備など、医療の逼迫を回避しながらも社会経済活動を維持していくために、万全の対策を講じなければならないものと考えます。

そこで伺います。

まず、知事は、本道における今後の感染拡大の見通しと対策についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、外来医療体制整備計画についてであります。

道は、今冬の新型コロナと季節性インフルエンザとの同時流行を想定した外来医療体制整備計画について、国との調整を経て策定したものと承知しております。

この計画では、今後、道内の最大患者数を約2万9000人と推測しておりますが、これらの患者一人一人に対する医療支援についてどのように対応されようとしているのか、伺います。

次に、ワクチン接種の促進についてであります。

道内では、これまで、年末以降に新型コロナウイルスの感染が拡大した経緯があります。

国では、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を呼びかけておりますが、道として、接種の促進にどのように取り組む考えなのか、伺います。

次に、自宅療養者への支援についてであります。

コロナ陽性者は、ただでさえ体調に不安を抱え、特に御高齢の方は、本来であれば、医療機関等に入院して安心して、治療を受けられるべきところではありますが、自宅療養せざるを得ない状況となっておりますことから、可能な限り安心して療養していただくことが必要ではないかと考えます。

このような中で、例えば、医療用機器の貸与をはじめ、自宅療養セットの無償提供、パルスオキシメーターなど、本来、土日、休日に関係なく、一日でも早く患者の下へ届くことが必要ではないかと考えます。知事の所見を伺います。

次に、経済問題についてであります。

まず、半導体産業についてであります。

産業の米と呼ばれている半導体は、コロナ禍以降、世界的な供給不足が継続し、幅広い産業に影響が生じておりますが、その一方で、昨年11月、世界最大の半導体受託製造企業である台湾のTSMCが熊本県進出を決定し、大きく注目されているものと承知をしております。

TSMCは、2024年末の生産開始を目指しており、総投資額は約1兆円、雇用数は1700人規模とのことであり、さらに、今後10年間の県内の経済波及効果は4兆3000億円にも上るとのことです。

道では、自動車関連をはじめとするものづくり産業の誘致に取り組んでいるものと承知しておりますが、一方で、今後なお一層期待される半導体産業の誘致についても、より積極的に取り組むべきと考えます。

そこで伺います。

まず、半導体産業に対する認識についてであります。

国会では、経済の安全保障の観点と併せて、円安のメリットを生かした経済構造の強靱化を進め、中でも、半導体等の工場立地に取り組む方針などを示されました。

こうした中、本道における半導体産業の現状について伺いますとともに、半導体産業についてどのように認識をされているのか、併せて伺います。

また、誘致の取組についてであります。

我が国におきましては、今日、九州などにおいて半導体産業の集積が進んでおりますが、同時被災リスクの分散などといった本道の優位性を生かし、半導体産業の誘致に積極的に取り組むべきと考えます。

道はどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。

道では、2018年に北海道食の輸出拡大戦略の第2期戦略を策定し、2023年までに道産食品の輸出額1500億円を目標水準として、道産食品の輸出拡大に取り組んでいるものと承知をしております。

この間、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行による海外との往来の制限による商談機会の減少、原油・原材料価格の上昇など、道産食品の輸出を取り巻く情勢は大きく変化しております。

そこで伺います。

まず、道産食品の輸出拡大に向けたこれまでの取組についてであります。

道産食品の輸出額は、2018年には約1182億円であったものが、2020年の輸出額では約927億円

となり、約23%減少しております。

一方、本年上期の道内港からの輸出実績は約411億円と、過去最高規模となり、明るい兆しが見られているものと承知をしております。

こうした状況下におきまして、道はこれまで道産食品の輸出拡大に向けてどのような取組を行ってこられたのか、伺います。

次に、今後の取組についてであります。

輸出拡大戦略の目標水準である道産食品輸出額1500億円の達成に向けて、道は今後どのように取組を進めていかれるのか、伺います。

次に、保健・福祉問題についてであります。

まず、救急搬送体制についてであります。

道民の誰もがどこの地域に住んでいても安心して暮らせるために、地域医療の充実が必要であり、その中でも、医の原点とも言われる救急医療体制の確保は重要なものであると考えます。

広大な面積を有し、離島を抱える本道におきまして、現在、ドクターヘリ4機で全道をカバーする運航搬送体制が確保されており、さらに、本年4月からは、道消防防災ヘリの24時間運航が開始をされ、ドクターヘリでは対応できない夜間の搬送につきましても対応しているものと承知をしております。

こうした状況を踏まえ、道として、ドクターヘリの運航に関する状況や課題について、どのように認識をされ、今後どのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、救急搬送におけるデジタル技術の導入についてであります。

広域な本道において救急医療搬送体制の一層の整備充実を図ることは、依然として重大な課題と考えます。

例えば、救急搬送の際、搬送前の段階で傷病者の様々な情報を医療機関にデジタル技術などで送信し、情報を共有することは、一刻一秒を争う救急医療の現場では極めて意義のあることと考えます。このため、我が党として、これまでも議会の場で取り上げてきているところであります。

そこで伺います。

道内では、札幌市消防局の救急隊と札幌市内の八つの医療機関が参加し、搬送前の段階で、タブレット端末を使用して傷病者の情報を共有する実証実験が本年10月から実施されているものと承知しております。

こうしたデジタル技術の活用に向けた動きは今後さらに広がっていくものであり、また、積極的に広げていくべきであるものと考えます。

こうした状況を踏まえ、救急業務におけるデジタル技術の導入について、道としてどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、福祉灯油事業についてであります。

冬期間の暖房費が他地域に比べて高額な本道におきましては、御高齢者や障がいをお持ちの方

などで低所得者といった状況にある方々に対し、燃料費をはじめとする支援を行う事業、いわゆる福祉灯油事業の重要性が増しているものと考えます。

道においては、昨年度、道から市町村への交付基準額をそれまでの1.5倍に引き上げたものと承知しておりますが、今日、年末年始に向けて燃料費の高騰が続き、今後もさらなる上昇が懸念をされております。

道として、福祉灯油への助成のさらなる拡充に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてであります。

国が昨年示した、水田活用の直接支払交付金の見直しにつきましては、北海道農業へ様々な影響を与える可能性がありますことから、道では、関係機関・団体に構成する連絡会議を設置しており、本年9月には国に提案を行ったものと承知しております。

こうした中、国では、10月末には国の2次補正予算案を示し、水田活用の直接支払交付金の見直し関連の予算案につきましてもその内容が明らかになったところではありますが、連絡会議におけるこれまでの取組経過を踏まえ、今般の国の補正予算案について、道としてどのように受け止め、今後どのように具体的に対応されようとしているのか、伺います。

次に、物流対策についてであります。

広域な本道におきましては効率的な物流ネットワークの構築は極めて重要なことと考えますが、中でも、2024年4月より自動車運転業務に対しても時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる物流業界の2024年問題が懸念をされているものと承知しております。

道では、持続的な物流体制の構築に向けて調査と検討を行っていることは承知しておりますが、これまでの検討内容と今後の方向性について伺います。

また、主要都市から距離が離れ、人口の少ない地域に迅速に物流が行き渡らない、配送料の負担が増加するなどの事態も懸念されております。

単独の物流事業者では対応できない時代となり、企業の枠を超えた共同配送を促していく必要があるかと考えますが、所見を伺います。

さらに、人口減少による買物難民が増加し、現在の物流網を維持することも難しくなることが予想される中、上士幌町などではドローンを活用した宅配の実証などに取り組んでいるものと承知しております。

北海道交通政策総合指針におきましても、こうした新たな技術を活用した物流について記載を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、ドローンの利活用についてであります。

国は、さきに航空法を改正し、国内でのドローンについて、市街地でも飛行可能なレベル4を目指す方針を示されたところであります。

このような中で、道においては、既にドローンについてはワンストップ窓口が設置され、実証実験などにも取り組まれているものと承知をしております。

もとより、近年、ドローンの開発や運用を行う企業では、実証できる場所を探している企業も少なくないと考えますが、このような中で、今日、本道においては、昭和63年に始まった農林水産省の農道離着陸場整備事業により、農道を拡張した空港——農道離着陸場が4か所整備され、利用促進が求められているものと考えます。

こうした北海道ならではの環境を生かして、例えば、1次産業、観光、救急医療、災害対応等、プロジェクトチームを中心とし、本道におけるドローンの本格的な利活用について幅広く具体的に考えられてはいかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、道立広域公園の整備についてであります。

今日、道立広域公園は11か所が供用されており、中でも、屋外の遊具広場や屋内の遊戯施設などは子どもたちの成長にとって大変重要な施設であります。

空知管内では、北海道子どもの国において、全道の中でも大規模な遊戯施設が整備をされており、一年を通じて多くの利用があるところでありますが、一部の遊戯施設は老朽化が見受けられる状態であり、これらの遊戯施設の更新に当たっては、より魅力のあるものとしていくことが必要と考えます。

また、道立広域公園の未整備地域となっている釧路地域では、北海道釧路地方総合開発促進期成会から整備要望があり、道では白糠町において意見交換を行っておりまして、遊戯施設などの整備を想定されているものと承知しております。

道立広域公園の遊戯施設は、北海道の子どもたちの成長を育む場所として大変重要な施設と考えます。

そこで伺います。

例えば、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に楽しく遊ぶことができるインクルーシブという視点で、車椅子に乗ったままでも遊べる、親子で一緒に安心して利用できるといった遊戯施設の整備が、より多くの子どもたちに交流を深める場を提供し、道立公園の魅力をより高めるものと考えます。

そこで、知事は、今後、道立公園の整備についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、教育問題についてであります。

来年4月から実施をされます学校教員の新たな研修制度では、不断の研究と修養に一層努め、教育を取り巻く環境の変化に的確に対応できる資質、能力を自ら高めていくことが求められております。

我が会派では、これまでも道教委の教員研修の充実につきまして継続的に質問を行ってきたところでありますが、教員一人一人が自分の資質、能力や研修受講の状況などに応じて自己研さんに励む、主体的で個別最適な学びを促進していくことがこれまで以上に必要となってまいります。

このため、これらの研修講座の情報を分かりやすく示し、主体的で個別最適な学びを促していく取組も一層重要になってくるものと考えます。

道教委では、現在、各種研修の情報をどのように発信し、教員の主体的な学びにつなげようとしているのか、また、今後、教員の個別最適な学びの充実のためにどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

私としては、最終的には、スクールソーシャルワーカーなどに必要な社会福祉士やスクールカウンセラーになるために必要な公認心理師、さらには、スクールロイヤーになるために必要な弁護士資格など、そこまではいかなくとも、法律検定や各種法律資格を先生方が修得できるようなことが理想ではございますが、現段階の取組についてお伺いいたします。

次に、北海道における夜間中学についてであります。

文部科学省では、各都道府県等に対して、夜間中学の設置促進・充実事業の推進や予算拡充、関係施策による支援の充実などを図るなど、夜間中学の開設に向けた取組を進められており、本年4月、札幌市に道内初となる公立夜間中学の星友館中学校が開校されました。

こうした中、2020年国勢調査によりますと、都道府県別では、北海道の義務教育未修了者が最も多く、約5万8000人もいるということが明らかになりました。

全道におられる義務教育を十分に学ぶことができなかった方々の教育の機会の確保が必要であると考えますので、以下伺います。

まず、道内初の公立夜間中学校である星友館中学校の設置に道教委も関わってきたものと承知をしておりますが、どのような特色のある学校なのか、伺います。

次に、今後の取組についてであります。

道内の市町村におきましては、義務教育未修了者の方以外にも、様々な事情で学校に通いたくても通えなかった方々や十分に学ぶことができなかった方々も全道にいらっしゃるのが現状であると考えます。こうした方々の中には、星友館中学校に通いたくても、遠方のため、通学できない方もいらっしゃると思います。

例えば、全道に設置をされている夜間定時制高校に夜間中学の機能を持たせることはできないかなどを含めて、道教委は、今後、こうした方々への教育の機会の確保についてどのように考えているのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 荒当議員の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、このたびの感染拡大への対応などについてであります。道内においては、10月下旬以降、感染が再拡大し、11月に入り、日々の新規感染者数は過去最多を更新し、10万人当たりの新規感染者数も全国最多が続く状況となったところであります。

現在の流行株は、この夏の感染拡大と同様にBA.5系統が主流となっており、これまで同様の対策が有効とされていることから、道としては、基本的な感染対策の再徹底やオミクロン株対応ワクチンの速やかな接種の検討などについて道民の皆様に改めて呼びかけを行うなど、感染拡

大の抑制に向けた取組を進めてきたところであります。

本道の感染状況について、国の専門家からは、増加は頭打ちの傾向も見られるとの指摘もありますが、高い感染レベルが継続し、病床使用率は増加していることから、今後とも、基本的な感染防止行動の徹底や対策の強化について道民の皆様に働きかけを行っていくことはもとより、保健・医療提供体制の充実に向け、必要な病床の確保や外来医療の体制強化を図るなど、医療の逼迫を回避し、社会経済活動をできる限り維持していくよう取り組んでまいります。

次に、外来医療体制整備計画についてであります。道では、新規感染者数が過去最多を更新し、極めて高い水準が続いていることに加え、季節性インフルエンザとの同時流行も想定されている中、高齢者等の重症化リスクの高い方が適切に医療を受けられる体制の整備が重要と考え、先般、国との調整を経て、本計画を策定、公表したところであります。

具体的には、同時流行下のピーク時の1日当たり患者数を2万9000人程度と推計した上で、このうち、自己検査により新型コロナ陽性となる患者を約4200人と見込み、陽性者登録センターの対応可能数を約4400人として機能拡充を図りつつ、これらの患者を除く約2万4700人については医療機関を受診すると想定し、医療機関への調査などにより、通常の診療可能数の約1万5000人から、診療時間の延長やかかりつけ患者以外への対応など、医療機関に最大限御協力いただいた場合の診療可能数を約3万1000人としたところであります。

こうした診療体制については、他の疾患の通常診療への影響など、医療機関の負担につながるほか、感染拡大期において医療従事者の方々にも感染が広がるなど、その機能が十分に発揮できない状況も想定されますことから、自己検査に対応する陽性者登録センターについて、今後、感染が拡大した場合には、さらなる体制整備を進めていく考えであります。

道としては、こうした地域の対応力の底上げはもとより、道民の皆様に本道の厳しい実情をしっかりとお伝えしつつ、医療の逼迫を招かないためにも、自主的な感染防止行動のさらなる徹底や、軽症者の自己検査など、いわゆるセルフチェックを繰り返し呼びかけるなどして御協力をいただきながら、限りある医療資源の中でも、高齢者等の重症化リスクの高い方お一人お一人に適切な医療を円滑に提供できるよう、地域の実情に即した医療提供体制の確保に向け、力を尽くしてまいります。

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種促進についてであります。道では、これまでも、接種の実施主体である市町村に対する適時適切な情報提供やワクチン配分などに努めるとともに、地域の実情に即した接種体制の確保を要請してきたほか、道民の皆様に対しては、多様な媒体等を活用し、接種を積極的に検討いただくよう呼びかけてきたところであります。

現在、オミクロン株対応ワクチンは、その接種日や会場によっては予約が集中しており、道内の市町村では、予約枠の拡大や協力医療機関のさらなる確保など、必要な対応を進めているところであります。

道としては、引き続き、こうした市町村における接種の進捗状況を把握しつつ、夜間接種や会場への送迎などの好事例の紹介や、複数の市町村による広域接種体制の調整といった助言を行う

などして、希望する皆様が年内に接種できるよう、地域と一体となって取組を進めてまいります。

次に、自宅療養者への支援についてであります。道としては、オミクロン株による感染再拡大により新規感染者数が過去最多を更新し、自宅療養の方々も高い水準で推移をしていることから、高齢者など、重症化リスクの高い方々を適切な医療や療養に円滑につなげていくことが重要と認識しています。

このため、道では、自宅療養者の緊急時などにも速やかに対応できるよう、全ての保健所への酸素濃縮器の配置に加え、健康観察に必要なパルスオキシメーターが円滑に行き届くよう、配送や回収業務を外部委託し、迅速化を図るとともに、さらなる感染拡大時の療養者数も十分勘案しながら、その必要量を確保しているところであります。

また、自宅療養セットについても、受託業者を1社から3社体制として配送能力の向上を図るとともに、療養者本人がスマートフォン等で申し込める方法とするなど、手続の迅速化を進めてきたところであり、今後とも、自宅療養される方々が道内のどこの地域でも安心して療養できるよう、医療・療養体制の充実強化に向け、力を尽くしてまいります。

次に、誘致の取組についてであります。道では、これまで、企業立地補助金による半導体工場の整備への支援に加え、道外での企業誘致セミナーなどを通じた半導体企業の立地事例や立地優位性などの情報発信、さらには、企業への個別訪問などの誘致活動に取り組んできたところがあります。

道としては、引き続き、市町村や関係機関とも連携し、広大な土地や本州との同時被災リスクの低さ、人材確保のしやすさに加え、豊富な再生可能エネルギーや水資源、冷涼な気候、さらには、国内外への物流機能といった本道の優れた立地環境や立地事例をアピールするとともに、今年度、脱炭素化やデジタル化などの観点により制度の拡充を行った企業立地補助金をはじめ、国や市町村の支援制度の活用など、企業のニーズに沿ったきめ細かな提案を行い、半導体産業の誘致に積極的に取り組み、本道の経済活性化につなげてまいります。

次に、輸出拡大に向けた今後の取組についてであります。道産食品のさらなる輸出拡大のためには、新型コロナウイルス感染症による渡航制限の撤廃や、円安の進行といった市場の動向に的確に対応していくことが重要であると認識しています。

このため、道としては、今後とも、シンガポールとタイに設置しているどさんこプラザを拠点として、相手国の消費ニーズの把握や道産食品の魅力発信に取り組むとともに、国やジェトロなどの関係機関と連携しながら、オール北海道で、輸出品目の拡大や道産食品の輸出を担う人材の育成、リアルとオンラインによる商談機会の確保などの施策を切れ目なく着実に展開し、道産食品の一層の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、福祉灯油事業についてであります。道は、昨年度、秋以降の原油価格の高騰を受けて、所得の低い方々の生活を支援するため、特例措置として福祉灯油事業の基準額を引き上げたところであり、その結果、道の補助事業に上乘せする形で対象範囲を拡大するなど、多くの市町

村でさらなる支援に取り組んでいただいたところでもあります。

また、現下の灯油価格については、国のコロナにおける燃料価格激変緩和対策事業が来年も継続されることとなったものの、高止まりの状態となっており、寒さ厳しい本道において、特に所得の低い方々の負担となっていることから、道としては、各市町村で地域の実情に応じた支援が行われるよう、福祉灯油事業の基準額を昨年同様、1.5倍に引き上げることといたしました。

今後は、全ての市町村が福祉灯油事業に取り組んでいただけるよう、より積極的に働きかけを行い、道民の皆様お一人お一人の冬期間の生活を支えてまいります。

最後に、ドローンの利活用についてであります。広域分散型の社会構造を有し、人口減少が進む本道において、ドローンの利活用により地域課題の解決につなげていくことは重要であり、道では、今年度、観光では飲食のデリバリー、防災、減災では遭難者捜索、物流では生活物資の配送、インフラ管理では施設点検など、各分野で冬期間の実証事業を市町村や関係者との連携により実施することとしております。

また、農道離着陸場をはじめ、ドローンの飛行が可能なフィールドを一元的に集約し、道内外の企業等とのマッチングを通じ、実証実験の誘致などにつなげることとしており、今後とも、庁内横断によるプロジェクトチームの下、本道におけるドローンの様々な実証と社会実装を積極的に推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）半導体産業についてであります。本道では、道央や道南に大手半導体メーカーなどの製造拠点が立地し、世界シェアトップを誇るスマートフォンの充電を制御する半導体や、半導体の基材となるシリコンウエハーなどの生産が行われており、近年、需要拡大に対応した工場の増設等の動きも見られるところでございます。

世界の半導体市場の規模は、2020年の約50兆円から2030年には約100兆円に成長すると見込まれている中、国では、今般の新たな総合経済対策におきまして、半導体などの戦略物資の供給力強化のための工場立地や企業の国内回帰など、国内での投資に対して思い切った支援を行うことを打ち出したところでございまして、道といたしましては、成長可能性が高く、大きな経済効果や雇用創出が見込まれる半導体産業の誘致や工場増設の支援を進め、本道のものづくり産業の強化につなげていくことが重要と認識しております。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

○経済部食産業振興監遠藤俊充君（登壇）輸出拡大に向けたこれまでの取組についてであります。道では、コロナ禍の中、シンガポールとタイのどさんこプラザで、現地の巣籠もり需要を取り込むため、家庭で簡単に調理ができる鍋スープなどをPRするフェアを開催したほか、香港及び台湾では、ジェトロと連携し、実際に商品を手にとって確認できる展示スペースを設置し、オ

ンラインで商談を行ったところです。

また、渡航制限が撤廃されたことを受け、先月、シンガポールにおきまして、3年ぶりとなるリアルな商談会を開催し、本道からの出展者がASEAN地域のバイヤーと多数の商談を行うなど、道産食品の輸出拡大に向けた取組を積極的に展開してきたところでございます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部長京谷栄一君。

○保健福祉部長京谷栄一君（登壇）救急医療についてであります。ドクターヘリは、広域分散の本道において救急医療を提供する上で、搬送時間の短縮による救命率の向上などに大きな役割を果たしている一方、天候や時間帯などの問題により出動要請に対応できない場合もありますことから、基地病院やヘリを運用する関係機関が連携し、安定的な運航体制を確保していくことが重要と認識しております。

このため、道では、本年4月から24時間運航を開始している道の消防防災ヘリとドクターヘリの連携強化を図りつつ、今後とも、基地病院による連絡会議や、医師、看護師、運航会社の職員の皆様方で構成をしておりますドクターヘリ安全管理委員会のほか、自衛隊、道警察などで構成する航空消防防災関係機関連絡協議会などの場を活用し、関係者間の効果的な連携方法などについても協議を重ねながら、救急医療体制の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）救急業務におけるICT技術の活用についてでございます。国では、近年の救急出動件数増加に伴います隊員の負担増加や、高齢化の進展等による救急需要の拡大などへの対応として、消防庁に設置しております「救急業務のあり方に関する検討会」におきまして、5Gや音声認識などのICT技術の活用について検討を行っているところでございます。

とりわけ、広域分散型の本道におきまして円滑な救急搬送体制を維持するためには、救急隊員の負担軽減や医療機関との連携強化などがより重要でございますが、他方、道内の各消防本部はその規模やニーズ等も異なりますことから、おのおの実情に応じたデジタル化の推進が図られることが重要であると考えてございます。

道といたしましては、国の検討状況や、札幌市消防局が参加いたしますタブレット等の情報端末を活用した実証実験などにつきましても注視し、道内各消防本部に情報提供するなど、それぞれの実情等に応じた救急業務におけるICT技術の活用が図られるよう努めてまいります。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）水田活用の直接支払交付金の見直しについてであります。道では、これまで、関係機関・団体から成る連絡会議において、地域が抱える課題の把握や対応策について検討を進め、本年9月には、国に対し、地域における今後の産地形成や畑作物などの本作化に向けた支援などを提案してきましたが、国では、交付対象水田の明確化や畑地化の定着に向

けた支援のほか、土地改良区の決済金への支援などを措置したところであり、道が求めてきた内容がおおむね反映されたものと認識しております。

道といたしましては、国の措置内容などを踏まえ、今後の地域における産地形成に向けた具体的な検討を促進するとともに、検討の中で新たに明らかとなった課題の把握に努め、地域の実情に即した制度の運用や必要な予算の確保を国に求めるなど、本道の水田農業が将来にわたって持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）物流対策についてでございますが、人口減少や高齢化の進行などにより運送事業者を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、道では、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、トラック輸送の効率化や輸送モード間の連携強化など、安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた検討を幅広く行ってきたところでございます。

安定的な輸送を確保していくためには、輸送の共同化や新技術の活用を進めることが重要であり、道では、これまで、北海道運輸局や輸送事業者と地域物流効率化検討会議を設置し、宅配便の共同輸送を実現するとともに、さらなる取組の拡大に向けまして、トラック協会と連携し、共同輸送や中継輸送の実施に当たっての課題の把握や必要な方策の検討を進めているところでございます。

また、新技術の活用に向けましては、本年5月に自治体や民間企業により設立されましたドローン輸送などの早期実現を目指す全国新スマート物流推進協議会に道も参画しておりますほか、関係者と連携し、ドローン輸送の活用に向けたフォーラムの開催などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係者と連携を図りながら、北海道交通政策総合指針に掲げます地域を支える人・モノ輸送戦略に基づきまして、中継輸送、共同輸送の推進や、ドローンをはじめとした新技術の活用や拡大を進めるなど、様々な情勢の変化に対応した物流ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。

○議長小畑保則君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）道立広域公園の整備についてであります。道立広域公園は、道民の皆様の広域的なレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進、子育て支援などに寄与する施設であり、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が、障がいの有無やその他の事情にかかわらず、安全、安心で快適に利用できることが重要と認識しているところであります。

このため、道では、年齢にかかわらず、多くの方々が楽しめるパークゴルフ場や、障がいのある子どもたちにも利用しやすい遊戯施設などの整備に努めてきたところであります。

道といたしましては、今後とも、教育や福祉などの関連団体との意見交換によりニーズを把握

するとともに、他の自治体における先進的な取組の調査を行うなどして、誰もが安心して楽しむことができる魅力ある公園づくりに努めてまいります。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇） 荒当議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関しまして、まず、教員研修の充実についてであります。教員免許更新制の廃止に伴いまして導入される新たな研修制度におきましては、教員一人一人が変化の激しい時代に対応しながら、主体的に学び続け、資質、能力を着実に身につけることができる研修体制を構築することが求められております。

道教委では、現在、キャリアステージに応じた研修や、ICTや危機管理等の今日的な教育課題に対応した研修を実施するほか、必要な研修を選択できるよう、自己診断シート等を活用した自身の資質、能力の把握はもとより、研修を分野ごとに可視化した研修サポートツール——研修Linkナビを開発、提供し、教員が自らの資質、能力や課題意識に応じて研修できるよう取り組んでおります。

今後は、ニーズに応じて効率的に学ぶことができる選択型研修やオンライン研修を一層充実し、研修Linkナビに掲載することにより利便性を高めるとともに、自ら計画的に研修を進めるための研修履歴に関する仕組みを構築するなど、教員の主体的で個別最適な学びの充実を図り、各学校のよりよい教育活動の推進につながるよう取り組んでまいります。

次に、札幌市立星友館中学校についてであります。星友館中学校では、学齢期を過ぎた方で、国籍にかかわらず、様々な理由により中学校を卒業できなかった方や中学校の学習を十分に学べなかった方などに、週5日、平日の夜間に1日4時間、一人一人の学習状況や日本語の習得状況等を踏まえてコース別に授業を行うなど、生徒の実態を踏まえ、多様なニーズに配慮した特色ある教育課程を編成し、指導方法や指導体制を工夫しながら教育活動を展開していると承知しております。

入学者については、札幌市在住の方のほか、札幌市教育委員会と入学に関する覚書を交わしている近隣の12の市町村に在住されている方も対象となっており、11月1日現在、全校生徒91名の在籍となっております。

最後に、今後の取組についてであります。広域分散型の地域特性を有する本道において、学齢期に様々な理由で学校に通えなかった方や外国籍の方など、義務教育段階の学びを求める方々に学習の機会を保障するためには、地域の実情とニーズに応じた検討を着実に進めていくことが大切であります。

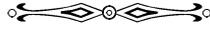
道教委といたしましては、学識経験者や教職員、自主夜間中学校等の関係団体に市町村を加えて構成する、夜間中学等に関する協議会において、公立夜間中学の星友館中学校における取組の成果をはじめ、道内の自主夜間中学の実践や教育委員会との連携の在り方、他の都府県の先行事例を参考にしながら情報交換を行うなどして、北海道の地域特性に応じた札幌市以外の地域における夜間中学の在り方をはじめとする学習機会の確保について検討してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 荒当聖吾君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩



午後2時51分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

渡邊靖司君。

○14番渡邊靖司君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、林業の担い手の確保であります。

本道では、カラマツやトドマツなどの人工林の資源が利用期を迎え、計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進めることが必要ですが、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、森林づくりを担う人材不足が懸念されています。

人材の確保に向けて、道では、令和2年度に、本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業などの中核を担う人材の育成を目的として、北森カレッジを開校したところであり、1学年当たりの定員は40人となっております。

また、60歳以上の従事者が依然として3割を占めており、北森カレッジの卒業生と合わせて、新規就業者を道内の林業事業体に就業、定着させ、若返りを図っていくことが必要です。

さらに、森林づくりを担う人材を、道内に限らず、首都圏などの道外からも幅広く確保しなければ、北海道全体の林業従事者数の約4000人を今後も維持していくことが困難と考えます。

こうした中、コロナ禍を契機として、自然豊かな北海道での生活や全国一の森林資源を有する本道の林業への就業に対する移住希望者などの関心が高まってきているため、安心して林業に就業できるよう情報発信を強化し、円滑な就業を促すよう取り組むべきと考えますが、道の所見を伺います。

次に、森林環境譲与税についてです。

地球温暖化防止や災害防止を目的として、森林整備を進めるために必要となる財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から譲与が始まり、令和6年度より森林環境税の課税が開始される予定となっております。

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、道では、北海道森林吸収源対策推進計画を見直し、伐採後の着実な植林による森林の若返りなどにより、2030年には森林吸収量を850万二酸化炭素トンとする目標を新たに設定したところであり、森林の整備をはじめ、人材育成や木材の利用などに譲与税を積極的に活用しなければならないと考えます。

こうした中、市町村の譲与額については、私有林の人工林面積や林業就業者数、人口を基準に

配分されており、森林が少なく、人口の多い首都圏の自治体に対しても多額の譲与が行われています。このため、山村部の市町村からは、森林整備を進めるために譲与基準を見直すべきではないかという声も聞こえてきます。

令和6年度の課税開始に向けて、道として、市町村における譲与税の一層の活用を図ることに加え、森林の多い地域に、より手厚く譲与されるよう国に要望していくべきと考えますが、道の所見を伺います。

次に、道営住宅における脱炭素化についてであります。

道では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現を目指しておりますが、積雪寒冷な本道においては、暖房用エネルギーが多いことなどから、家庭部門における温室効果ガス排出量が全国と比べて非常に高くなっており、住宅の脱炭素化を進めることは極めて重要な課題であります。

2050年にゼロカーボンという高い目標を達成するためには、これまで以上に官民を挙げて徹底した省エネ化と再生可能エネルギーの導入が必要となりますが、私は、民間の取組を促すためにも、まず、公共において率先した取組を進める必要があると考えております。

道及び市町村が管理する公営住宅は、住宅に困窮する方々のセーフティネットとして大きな役割を担っていますが、全道で15万戸以上に上り、道営住宅だけでも2万1000戸余りあると承知しています。

そこで、道営住宅における脱炭素化について、以下、伺ってまいります。

さきの第3回定例会において、道から、本道の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及や積極的活用を図っている市町村と連携してゼロカーボンのモデルとなる道営住宅を整備していく旨、報告のあったところでありますが、団地の整備に向けた取組状況について伺います。

また、道営住宅の中には、建設後、相当期間が経過し、設備が古いものや老朽化して建て替えが必要なものもあると思いますが、モデルとしての先導的な取組に加え、道営住宅の設備及び活用における脱炭素化をどのように進めていくのか、今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、里親制度についてであります。

虐待の増加によって児童相談所が一時保護する子どもは全国的に年々増加しており、児童相談所での一時保護先は児童養護施設や里親などが生活拠点となっております。

里親制度は、子どもが成長する上で必要な愛情と適切な養育環境をもって養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図り、様々な理由で親と離れて暮らす子どもたちを家庭環境の下で養育する制度であり、親が養育できない子どもと子育てを望む親とのマッチングであるという側面があります。

平成28年の改正児童福祉法では、家庭養育優先原則が明記され、里親などへの委託を推進する必要があるとされたところであり、北海道においても、里親などを支援する児童福祉司を各児童相談所に配置するなどして、里親委託の推進に努めていると承知しておりますが、現状では、道

民の方々にこの制度のメリットや制度自体がまだよく知られていないと思われます。

里親などへの委託を進め、社会的養育を必要とする子どもの健全な育成や、児童虐待により一時保護を余儀なくされる子どもへの対応、また、望まれずに生まれてきた子を持つ方々などへ理解を広めていくためにも、里親制度の認知、広報をさらに進めるべきと考えますが、道の取組について伺います。

続いて、小児医療についてです。

本道においては、少子化が進行する中であっても、小児科医の地域偏在という課題を抱えており、地域における小児医療の確保が依然として重要であるものと考えます。

そのような中、小児の命を守るというテーマで、現在、北海道を舞台とするテレビドラマ「P I C U 小児集中治療室」も放映され、注目されているところであります。

P I C U——小児集中治療ユニットについて、データによりますと、欧州では、小児人口の約4万人に1床の割合で設置されていますが、日本では、現在の小児人口で換算すると約370床が必要となりますが、令和2年時点で345床にとどまっています。

全国レベルでP I C Uの増床が必要と思われる中、地域格差についても指摘されるところであり、北海道の小児人口で換算すると、道内では約14床が必要となりますが、P I C Uの機能を有する施設は、現在、北海道立子ども総合医療・療育センター——コドモックルの1施設、6床にとどまっております。

小児医療において、重篤な小児患者に対応するP I C Uが果たす役割は大変重要であると考えますが、道として、現状の認識、今後どう対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、北海道新幹線の整備についてであります。

北海道新幹線の新函館北斗—札幌間については、2030年度末の開業に向けて、札幌市内においても、札幌駅周辺をはじめとして工事が進んでおり、いよいよ開業準備が目に見える形で始まってきたと認識しています。

そうした中、新幹線の建設事業費については、昨今の資材価格の高騰などもあって増加が懸念されており、現在、国による有識者会議において、事業費について精査中と認識しております。

道では、こうした動きについて、どのように把握をしているのでしょうか。また、事業費が増加となった場合、地方負担にも影響があると思いますが、どのように対応しようとしているのか、併せて伺います。

最後に、丘珠空港の将来像について伺います。

札幌市は、先月29日に正式に将来像を策定、公表しましたが、市では、将来像の検討に当たり、8月から9月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、市内各地で意見交換会を開催し、広く市民から意見を聴取したと承知しております。

市の取りまとめによりますと、将来像（案）に対する肯定的な意見が多くを占め、また、肯定的、否定的な意見のほかに、さらなる機能強化を求める意見なども出ており、意見全体としては丘珠空港の整備に期待する声が多かったとのことでした。

私も、意見交換会の会場に足を運び、市民の皆様から様々な意見が寄せられる様子を間近で見ましたが、総じて、丘珠空港の機能強化に賛成する意見が多かったものと感じております。

また、先日の特別委員会における我が会派の同僚議員による札幌丘珠空港機能強化推進協議会の設立に係る質問に対しては、地元経済団体などの構成員から、いずれも将来像（案）に賛同の意が示されたとの答弁があったところであり、経済界や空港ビル会社といった関係者も、一様に丘珠空港の将来像に賛成しているものと言えます。

こうした中、協議会の初会合では、オブザーバーとして参加していた道も、先日の我が会派の同僚議員による代表格質問において、知事が協議会への参画を表明するなど、丘珠空港の機能強化に向けて関係者が一体となった推進体制が構築されることは非常に意義あるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、以下、数点伺います。

市民との意見交換会では、路線の拡充に賛成、あるいは、各地方との路線を増やしてほしいとの意見が出ていたものと承知しており、先日の我が会派の同僚議員による代表格質問において、知事も、丘珠空港の将来像は、その実現により、新千歳空港に就航していない道外路線の開拓や、丘珠空港を結節点として道内外の路線が接続することによる観光やビジネスの新たな需要の創出が期待できる旨の答弁をされました。

まさに将来像の実現とは、航空ネットワークの充実と新たな需要創出につながるものと考えておりますが、道は、こうした将来像の実現の効果をどのように受け止め、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

また、先月22日に設立された札幌丘珠空港機能強化推進協議会においては、今後、丘珠空港の機能強化を目指した各種取組が進められていくものと思われませんが、この協議会ではどのような役割を担いながら取組を進める考えなのか、道の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）渡邊議員の質問にお答えいたします。

最初に、林業の担い手の確保についてであります。本道の森林づくりを担う人材を道内外から広く確保するためには、コロナ禍を契機とした都市部の方々の仕事や暮らしに対する意識の変化を踏まえ、移住を希望する方々などに林業への関心を高めていただき、就業の促進を図ることが必要であると考えております。

このため、道では、北森カレッジの魅力を広く訴え、全国から入学生を募集するとともに、庁内の1次産業を担当する部局が連携し、恵まれた自然の中での仕事や生活といった農林漁業の魅力について、ホームページや、従事者が仕事のやりがいなどを紹介するオンラインセミナーにより全国の移住希望者などに効果的に発信するほか、関係団体と連携して森林づくりや地域での暮らしを体験する機会を提供するなど、本道の林業への円滑な就業と地域への定着に向けた取組を積極的に進めてまいります。

次に、道営住宅における脱炭素化に関する今後の取組についてであります。道では、これまで、木造化による道産木材の積極的な活用や、外断熱工法を取り入れるなど、省エネ性能に優れた道営住宅の整備を推進してきており、今年度、苫小牧市において建設に着手した団地では、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEH水準の省エネ性能を満たすよう、外壁の断熱強化や高効率な暖房・給湯設備の採用など、さらなる対策に取り組んだところであります。

今後は、エネルギーの地産地消に取り組む市町村と連携し、ゼロカーボンのモデルとなる団地の整備に新たに取り組むほか、老朽化した住宅についても、ZEH水準の省エネ性能を有する住宅への計画的な建て替えや、共用部の照明のLED化をはじめ、既存住宅の省エネ化を進めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けて道営住宅の脱炭素化を一層推進してまいります。

次に、小児集中治療室についてであります。いわゆるPICUは、小児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師2名を含む専任の医師が常時室内に勤務していることや、救急蘇生装置等を室内に常時備えることなどが求められており、道内では、唯一、コドモックルに同程度の機能を有する6床が整備され、小児患者への高度・専門医療の提供に極めて重要な役割を担っているものと認識しております。

本道におけるPICUのさらなる整備に向けては、医療機関での専任医師の確保などの課題があると考えており、道としては、未来を担う子どもたちがその症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、できる限り身近な地域の医療資源を最大限活用しつつ、広域な本道における搬送手段や、大学病院等における重症、重篤な小児救急患者の受入れ体制の確保を図るなどして、小児医療体制の充実に努めてまいります。

次に、北海道新幹線の整備についてであります。国土交通省は、建設工事における自然条件への対応や関係法令の改正への対応、さらには、資材価格の高騰への対応などが必要となっていることを踏まえ、これらの影響について精査を行う観点から、北海道新幹線の整備に関する有識者会議を設置し、議論を進めているところであります。

現在は、まさに議論が行われている最中であると承知をしておりますが、道では、国に対し、有識者会議の報告書が取りまとめられた際には、速やかに地域の関係者の方々に対し説明するよう求めているところであります。

道としては、新幹線の事業費について、コスト削減はもとより、できる限り地方負担の軽減が図られるよう、貸付料による財源確保など、国に強く働きかけていくとともに、2030年度末までの新函館北斗－札幌間の開業に向け、建設工事が円滑に進むよう、引き続き沿線自治体などと連携をして取り組んでまいります。

最後に、将来像の実現の効果などについてであります。札幌市が策定をした丘珠空港の将来像に示す現行の1500メートルから1800メートルへの滑走路の延伸が実現すると、プロペラ機だけでなく、一定の規模までのジェット機も通年で定期便の就航が可能となり、こうしたジェット機を用いた道外路線と丘珠空港を発着する道内路線が結びつくことにより、新たな観光やビジネスの需要創出が期待できるものと考えています。

道としては、市の将来像の実現は、丘珠空港と新千歳空港が相互に補完しながら様々な役割を果たしていくとする北海道航空ネットワークビジョンの実現にもかなうものと考えており、市の将来像に示された丘珠空港の機能強化策の実現に向けて取り組むとともに、航空会社への就航の働きかけや丘珠空港を結節点とした航空会社間の連携の促進など、航空ネットワークの充実強化のための取組も進めてまいります。

なお、その他の答弁につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）森林環境譲与税についてでございますが、道では、市町村が譲与税を有効に活用し、森林の整備や木材の利用などを進めることは、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する重要な取組と考えており、各振興局に設置をしました森林吸収源対策推進地域協議会を通じて、道内外の活用事例を共有するほか、振興局の職員によるきめ細かなサポートを行うなど、地域において譲与税の活用が一層進むよう取り組んでまいります。

また、譲与税につきましては、国は、各自治体の使途や施策効果を検証し、必要がある場合には見直しを行うとしており、道といたしましては、国の検討に関する動向を注視しつつ、道内市町村の活用状況や御意見を踏まえて、必要に応じて国に要望を行うなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 建設部建築企画監細谷俊人君。

○建設部建築企画監細谷俊人君（登壇）道営住宅における脱炭素化に関し、モデルとなる団地の整備についてであります。道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、道営住宅整備活用方針に基づく新たな取組といたしまして、地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及や積極的活用を図っている市町村と連携して、ゼロカーボンのモデルとなる団地を整備することとしたところでございます。

このため、現在、市町村に対して、脱炭素化に加え、団地集会所を活用した子育て支援や、移住、定住の促進といった地域課題への取組をテーマに、年内を期限として、モデル団地の整備や活用に係る提案を募集しているところでございます。

今後は、御提案いただいた内容について有識者の御意見も伺いながら、年度内に候補市町村を決定し、来年度以降、モデル団地の整備に向けた取組を進めてまいります。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）里親制度についてであります。保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護する場合には、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、より家庭に近い環境で支援を提供することが求められております。

様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情を持って接する里親制

度は、社会的養護の重要な施策であることから、道では、毎年10月を里親月間として、様々な媒体を活用し、周知を図っておりますほか、児童相談所に里親支援を担当する児童福祉司を配置し、里親への委託を推進しているところでございます。

今後とも、市町村や北海道里親会連合会など関係団体とも連携しながら、制度のさらなる周知を図るとともに、新規開拓セミナーや、子どもと里親家庭のマッチングなどにより新たな登録を促進するなどして、里親制度の積極的な活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）丘珠空港に関し、協議会での道の役割などについてでございますが、札幌丘珠空港機能強化推進協議会は、丘珠空港の将来像の策定に当たり、地元経済界や空港ビル会社の理解と協力を確認した上で、今後の情報共有と相互連携を図ることを目的に、将来像の策定主体である札幌市が中心となって11月22日に設立されたものでございます。

協議会における今後の活動内容といたしましては、国への要望活動の実施のほか、関係者間での情報共有や意見交換、さらには、丘珠空港の将来像の実現に向けた広報活動などが想定されているところでございます。

道といたしましては、協議会において、新千歳空港との役割分担を考慮しつつ、交通結節点として必要な機能について意見交換を行うなど、広域自治体としての全道的な視点から、丘珠空港の機能強化の効果を道内空港に波及させ、その相乗効果が最大限発揮できますよう取り組んでまいります。

○議長小畑保則君 渡邊靖司君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩



午後3時24分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

赤根広介君。

○66番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、お伺いいたします。

まず、知事の基本姿勢について、鈴木道政の検証についてです。

知事は、「あらゆるピンチをチャンスに！」をスローガンに、157の公約では、骨太で筋肉質な執行体制をつくり、稼ぐ道政、攻めの道政を進めるとともに、行財政改革を実行するなど道民に約束し、各般の施策に取り組むとしています。

しかし、就任翌年から新型コロナウイルスが世界を覆い、思いどおりに取組を進めることができなかったとは思いますが、1期目を間もなく終えようとしている今、何を達成できて、何が課

題として積み残されていると考えているのか、認識を伺います。

ほっかいどう応援団会議の発足に際し、知事は、北海道が活力にあふれ、力強く前に進むように、すばらしい地域になるように、力を貸してくださいと呼びかけました。

同会議の参加企業などは、今年10月末には603まで増えていますが、会員企業による寄附は昨年度より大幅に減っており、当初目指した資金獲得の目的が薄れ、期待された成果を上げていない、方向性を整理すべきだとの指摘も受けています。

私は、会議の目的が資金集めだけにあるとは考えていませんが、以前、会議はあくまで手段であり、目的ではないはずで、問題は、会議を通じて、知事がどのような北海道をつくりたいのか、判然としないところがあると指摘しましたが、いまだにその疑問は残ったままです。

同会議が果たしてきた成果を含め、知事の思いについて伺います。

公約について基本的な考え方などの可視化を図ることは、徹底した道民目線、道民第一を標榜する知事には大事なことであります。

令和2年の第1回定例会では、道のホームページにおける知事公約のサイトを見直し、人口減少対策や北海道ブランドの発信といった公約と、総合計画の各施策を対応させて、その内容を一覧表の形で簡潔に明示したと答えていましたが、いつの間にかホームページから姿を消しています。

掲載されなくなった理由について何うとともに、これで徹底した道民目線が貫かれていると考えているのか、見解を伺います。

次に、総合経済対策等についてです。

政府は、10月28日に総合経済対策を閣議決定し、裏づけとなる2022年度第2次補正予算が12月2日に成立しています。

道では、10月20日に、各関係省庁に対し、補正予算に関する提案、要望を行い、11月7日の経済対策推進本部で、あたかも道の提案、要望を受け入れた形で総合経済対策が取りまとめられたかのように、国の総合経済対策への反映状況が報告されています。

提案、要望の反映はともかく、総合経済対策及び第2次補正予算をどう評価しているのか、伺います。

道でも、国の補正に合わせ、追加の補正予算が準備され、明日にも提案されるようではありますが、編成に当たって道内経済の状況をどう分析しているのか、また、政府は、経済の押し上げ効果を実質GDP換算で4.6%と試算していますが、道内経済への影響をどの程度と見込んでいるのか、伺います。

追加補正予算はどこに重点を置いて編成したのか、また、前回積み残した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の約23億円の扱いはどうするのか、併せて伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

11月29日の知事会見では、陽性者登録センターなどの体制を12月1日から強化すると述べておりますが、どのような考え方にに基づき、どう体制を強化されたのか、伺います。

道では、新たな外来医療体制整備計画を12月2日より運用を始め、陽性者登録センターの対応能力を約4400人に拡充するとともに、医療機関には診療時間の延長など協力をいただき、1日当たりの診療可能数を約3万1000人としています。

計画策定に当たり、全道の医療機関に対し、発熱患者等の診療の状況を確認するための調査を実施していますが、どのような結果を得たのか、伺います。

その上で、新たな診療・検査医療機関の指定や診療時間の延長など、体制整備をどう図るのか、伺います。

さきの決算特別委員会では、外来医療体制整備計画を国に報告、調整を進めつつ、地域の対応力の底上げや一般医療との両立も図りながら、道内のどこの地域でも安心して療養できる医療・療養体制をしっかりと確保し、道民の皆様の命と健康を守ることができるよう、感染症危機管理対策に万全を尽くすとの答弁でした。

有言実行を期待するところではありますが、道民の生命と健康を守るため、どう取り組むのか、伺います。

また、同様に、決算特別委員会でマスク等の感染防護具の備蓄状況などを伺ったところ、単純に令和3年度の配付状況から確保年数を計算すると、高性能マスクが約266年分、サージカルマスクは約310年、医療用手袋は約467年、フェースシールドは約196年、医療用ガウンは約60年分が備蓄されており、これらの物資に係る倉庫での保管経費が約3100万円、発送などに要する経費が約1370万円で、計約4510万円との答弁でした。

これらの備蓄などの財源としている緊急包括支援交付金に関しては、次年度以降の取扱いも判然としないことから、防災備蓄と併せた保管や有効活用についてもただしたところであり、答弁では、国会において感染症法等の改正案の審議が進められており、国の動向を注視しつつ、市町村や関係団体とも連携し、関係する制度や事業との調整も図りながら、インフルとの同時流行など、感染症を取り巻く情勢変化等も視野に入れて、今後の感染防護具の備蓄に際する道の役割など、業務の効率化の面も考慮しながら検討を進める旨、述べています。

一方で、11月21日には、国から、医療用物資の追加配布についてと題した通知が発出されておりますが、国の動向を注視するばかりではなく、これだけの大量の備蓄用品や保管などにかかる経費などを無駄にしないよう、どう対応するのか、伺います。

道では、飲食店利用促進支援事業で、利用対象店舗を第三者認証制度の認証店に限定し、その拡大を目指していましたが、11月28日現在の認証件数は1万9301件と、キャンペーン開始日から僅か1103件、率にして6%しか増えていません。

どのようなデータに基づいているのか、分かりませんが、知事は、認証制度について、飲食店が適切な取組を行っていることを利用者に見える化することにより、飲食での感染拡大防止につながっているものと認識していると発言しています。

対策においては、ワクチン、マスクとともに、換気が重要とされていますが、道の制度では、換気対策は聞き取り調査で終わっており、どの程度、感染拡大防止に役立っているのか、分かり

ません。

国の通知では、換気を徹底させるに当たり、CO₂センサーの使用等により換気状態の把握に努めさせる、実地調査で可能な限り換気の状態を数値にて確認するよう要請しています。

感染防止対策として実効性のある制度とするためには、換気を徹底させる必要がありますが、具体的な支援を含め、換気対策について見解を伺います。

本道のコロナによる死者は、12月2日までで3362人と、他県と比べても多くなっています。年代別では、高齢者の割合が高くなっていますが、数は少ないものの、若年者でも死者が出ています。基礎疾患を持つ人を除き、65歳以下は陽性となっても、原則、自宅療養となっており、症状が急変しても対応が間に合わない事態もあります。

死者を一人でも少なくするためには、年代別の対策が必要と考えますが、所見を伺います。

オミクロン株に対応した新レベル分類の位置づけについては、都道府県が総合的に判断することとなっており、道は、11月29日の本部会議で全道をレベル2とすることを決定しています。

運用の考え方では、レベル1・2は病床使用率、レベル3・4は病床使用率と重症病床使用率を指標とすることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断するとしており、今回は重症病床使用率が13.8%と、指標の目安である50%以下という理由で感染拡大初期と区分されるレベル2としたと説明されています。

しかし、11月29日には、1日の死者数が過去最多の58名に上るなど、私には、拡大初期というより、拡大最盛期に思えます。

判断の根拠とした重症病床使用率は、本道で過去に50%を超えたことは一度もないことを踏まえると、どのような感染状況になろうと、レベル3以上が適用されることはなく、全く役に立たないレベル分類になると考えますが、運用の考え方はこのままで感染防止対策に有効に作用するのか、見解を伺います。

やみくもに対策を強化すればよいとは思いませんが、運用の考え方では、事象も勘案するとしています。レベルを2とする判断をするに当たり、保健、医療の負荷の状況、社会経済活動の状況、感染状況をそれぞれどのように勘案したのか、伺います。

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱の第4の3は、道は、対策の立案、決定及び実施に当たり必要な意見を聴取するため、有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議を設置すると規定しています。会議は、11月16日に第13回が開催されていますが、29日のオミクロン株対応の新レベル分類の運用を決定する際には招集されていません。

要綱上は、今回の新レベル分類の運用を決定するに当たって、有識者会議でしっかりと協議し、意見を聴取する必要がありますが、なぜ意見を聞く場を設けなかったのか、伺います。

会計検査院は、地方自治体が地方創生臨時交付金により実施した事業について、効果の検証が事業を効果的に実施する上で重要と指摘し、内閣府に対し、速やかに検証を実施し、結果を公表するよう、自治体への周知を求めています。

道では2020年9月を最後に本格的な検証を行っていませんが、交付金事業の効果を含め、新型

コロナウイルス感染症対策総体の検証が必要ですが、どう対処するのか、伺います。

次に、ゼロカーボン北海道についてです。

年度内の改正に向け検討が進められている地球温暖化防止対策条例については、パブリックコメントで79件の意見が寄せられたとのことで、最近のパブコメの中では意見は多いほうで、地球温暖化に対する道民の関心がそれなりにあるものと考えますが、道の責務として、財政上の措置が努力義務にとどまっている中で、いかに条例の実効性を確保するかが重要な課題であります。

実効性の確保について、知事の見解を伺います。

2021年度から2030年度までを計画期間とする地球温暖化対策推進計画が、条例の改正に先立ち、策定されています。計画では、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標をそれまでの35%減から国の目標である46%を上回る48%とするなど、内容的には意欲的な計画となっていると評価しておりますが、条例の改正を受け、推進計画も見直しが必要となると考えますが、所見を伺います。

地球脱炭素ロードマップにおいて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出し、2030年度までに実行するとして、本道では、既に第1回目で石狩市などが選ばれており、選定地域は都道府県別で最多となっており、ゼロカーボン北海道の実現にとっても大きな弾みになるものと考えていますが、第2回目には道内から5市町が応募したものの、3市町が採択されていません。

不採択の原因を分析し、次回以降の選考に備えるべきと考えますが、今後どのように取り組んでいこうとするのか、所見を伺います。

改正温対法で定められた地域脱炭素化促進事業の対象となる、いわゆる促進区域については、市町村が国や都道府県が設定する配慮すべき基準を踏まえ、地域のステークホルダーとの合意形成を図りながら設定することとなっています。

道基準については、長野県など他府県の例も参考にしながら、環境審議会で検討が進められ、委員からは、道の特徴、実情に応じたものとするなど、様々な意見が出されておりますが、基準設定前の段階で市町村やステークホルダーの意見を聞く必要はないのか、意見聴取についての見解を伺います。

北海道ブルーカーボン推進協議会が設置され、11月17日に第1回目の会議が開催され、来年度以降は年2回程度開催する予定としています。

ブルーカーボンについては、CO₂吸収量の評価手法が確立されておらず、国の温室効果ガスインベントリに掲載されていないなど、今後の研究に待つところが多いと承知していますが、今後、協議会をどのように活用しながらブルーカーボンを進めるのか、所見を伺います。

道では、道有林の間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、同様の取組を進める市や町と連携し、企業等に販売する取組を進めており、国のJ-クレジット制度の改正に合わせ、新たな制度に基づくクレジットのモデル的な創出などを通じ、制度の普及拡大を図るとしています。

地球温暖化防止対策条例の改正案では、「カーボン・オフセットの推進」が新たに明記されて

おり、ゼロカーボン北海道の実現に向け、森林由来クレジット以外のクレジットにも積極的に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

長野県では、エネルギー価格高騰による家庭負担の軽減や温室効果ガスの削減を図るため、省エネ性能の高いエアコンなどの家電製品を購入した県民に購入品目等に応じたポイント等を交付する、信州省エネ家電購入応援キャンペーンを実施しています。

第3回定例会の最終日の追加補正質疑で、道が進めるとしていた家庭のCO₂排出量を見える化するアプリの普及と併せた形で省エネ家電等の買換えを促進すべきとただしたところ、アプリの稼働は来年4月以降の予定で、まずは節電プログラムを進めると、全体的外れな答弁をされていましたが、今後、アプリを活用し、どのように省エネ促進に取り組むのか、伺います。

道では、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、各般の施策に取り組んでいますが、本道の電源構成は、新エネルギーの割合が徐々に増えているものの、いまだに70%以上が火力発電で占められています。

エネルギー安全保障の観点からも、新エネ導入加速化基金事業に一般会計から資金を投入するなど、事業拡大を図り、電源構成における新エネルギーのウエートをより一層高める必要があると考えますが、所見を伺います。

ゼロカーボン北海道について、4月26日から5月26日までは、道民のゼロカーボンに対する認知度や取組を把握するとして、さらに、9月には、道民意識調査の1項目として、本年度は2回にわたり意識調査が行われていますが、調査目的に何か違いがあるのか、伺います。

また、9月の調査では、ゼロカーボンは必ず達成すべきかとの設問に、69.3%が「経済を優先した中で達成すべきと考える」と答えていますが、設問の立て方に違和感があります。結果をどのように各種施策に反映させるのか、伺います。

ゼロカーボン北海道の実現には乗り越えなければならない様々な課題がありますが、知事は、来年度以降、どのように取組を強化すべきと考えているのか、伺います。

次に、子ども政策についてです。

いまだ出口の見えないコロナ禍にあって、少子化が加速しています。令和3年の全国の出生数は過去最少を更新していますが、令和4年の上半期の出生数は38万4942人と、このまま推移すると今年の出生数は昨年をさらに下回り、80万人を割り込む可能性が高くなっています。

知事は、今年の第2回定例会で、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりは最重要課題であると認識している、保育の受皿整備や人材確保、児童虐待の未然防止など、喫緊の課題への対応に加え、男性の育児休業促進や、医療費助成、経済的負担の軽減など、各種支援に取り組んでいると答えていますが、本道の合計特殊出生率は連続して全国平均をはるかに下回るなど、一向に対策の効果が現れていませんし、知事の危機感も伝わっていません。

そこで、以下伺います。

道では、北海道大学とともに、平成28年度、29年度に続き、令和3年度から4年度にかけて子

どもの生活実態調査を実施していますが、札幌市でも独自に調査を行い、今年7月にその結果を公表しています。

前回の道調査を受け、当時の知事は、「貧困対策推進会議により、教育、労働、福祉の部局が横断的に連携した子どもの学習支援や母子世帯の就労支援施策の効果的な推進方策について協議するとともに、福祉、就学支援等に関する総合的な情報発信や、家庭の経済状況の早期把握から支援までの仕組みなどを早急に検討し、施策に反映することとした」と答えています。

道の調査結果はまだ公表されていませんが、前回に比べ、どのような点が改善され、残された課題はどのようなものがあるのか、伺います。

さらに、今後の貧困対策ではどのように取組を強化していくのか、伺います。

児童相談所で2021年度に児童虐待の相談を受け対応した件数は6421件と、過去最多を更新し、10年前に比べ、約4倍に増加しています。

道では、児童福祉司の増員に取り組んでいることは承知していますが、相談件数が4倍なのに比べ、人員増は2倍にすぎません。

コロナ禍にあって、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、虐待防止に向けた児相の役割はますますその重要性を増しています。

児相の体制強化にどう取り組むのか、伺います。

国の、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会が昨年末にまとめた報告書によると、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保育所などを利用していない家族が孤立化し、「孤育て」を強いられていると指摘し、孤立が虐待につながる懸念があるとしています。

子育て対策について見解を伺います。

医療的ケア児支援法が施行されてから1年余りが経過し、さきの決特で、今年6月に設置した北海道医療的ケア児等支援センターの運営に係る課題や市町村の状況などについて伺いました。

道内の医療的ケア児は、令和3年4月現在で約700名、うち、札幌市以外の82市町村に378名が暮らしているものの、医療的ケア児等コーディネーターがいるのは28市町村、残り54市町村にはコーディネーターすら配置されていません。

また、支援法の柱の一つに、保育所への看護師配置がありますが、人材確保が難しく、受入れ体制が依然として進んでいないのが現実です。

保健福祉部長は、どこに住んでいても医療的ケアを必要としているお子さんとその家族の皆様を支える体制の構築を目指すと、力強く述べておりますが、知事は一日も早い体制整備にどう取り組んでいくのか、伺います。

道では、北海道ユースプランナー制度を創設し、8月2日のキックオフミーティングを皮切りに、これまで4回にわたりアンケート調査を行っています。

大変よい試みと評価していますが、出された意見などを具体的な施策に結びつける仕組みをどのように構築しているのか、また、来年度以降の制度運営についてどう考えているのか、伺います。

こども家庭庁が令和5年4月1日に発足するのに合わせ、道では、子ども政策の司令塔組織が必要ではないかと第2回定例会でただしたところ、子どもや家庭が抱える様々な課題に的確かつ迅速に対応できるよう、教育庁をはじめ、庁内関係部で構成する検討委員会で具体的な対応方向について必要な検討を行う旨の少子高齢化対策監の答弁であり、司令塔機能を備えた組織は必要ないとのことであります。

道では、平成16年に北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を策定しており、条例で、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会を設置しています。

令和4年度の第1回会議では、こども家庭庁の発足に伴い、北海道社会福祉審議会との機能の再編、見直しの検討も進めるとしていますが、自治体の受皿づくりも工夫しなければいけないかなどの発言もされています。

第2回定例会の答弁にあるこども家庭庁の設置に伴う検討委員会の構成員は、あくまで課長レベルであり、子ども政策を総合的に立案、推進できるような組織ではありません。

条例第19条では、「必要な体制を整備するもの」と規定されており、組織の体制強化を図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、来年度予算編成についてです。

令和5年度予算編成方針では、当初は、道政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる骨格予算とするとされています。

知事は、今日に至るまで今後の去就を明らかにしておらず、来期も引き続き知事を続けたい希望があるのか、分かりませんが、ここまでただただだけでも、コロナ対策、ゼロカーボン北海道、少子化対策などなど、待ったなしの道政をめぐる課題は山積しています。

骨格予算といえども、これまでの例では、歳出総額ベースでも一般財源ベースでも9割以上が予算措置されていますが、厳しい社会経済情勢の下で、知事はどのようなスタンスで予算編成に臨まれるのか、伺います。

次に、道政上の諸課題について、まず、交通政策についてです。

国は、本年2月、鉄道事業者と沿線地域の連携による輸送サービスの刷新を促す政策の在り方を議論する検討会を設置し、JR各社が、輸送密度2000人を下回ると、鉄道事業者の経営努力のみによって利便性と持続可能性の高い鉄道サービスを保っていくことは困難になるとの考えを示していることを踏まえ、輸送密度が2000人未満を協議の場を設ける目安とすることとともに、輸送密度1000人未満の線区について、国の主体的な関与により協議会を設置する枠組みの創設を提言しています。

また、合意形成に向けた支援及び合意実現に向けた支援を通じて、頑張る地域を支援するとしており、国の次年度の概算要求には、鉄道事業者と自治体が話し合う新たな協議の場の開催費用や、利用者数やニーズを検証する実証運行の費用が盛り込まれています。

令和5年度に総括的な検証に臨む道として、国の動きをどう認識し、本道における持続可能な鉄道網の実現に向けどう対応するのか、伺います。

さきの決特で、コロナ禍で失われた交通需要の回復に向けた道の対応などをただしたところ、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している中、安定的に交通需要を確保していくためには、交通事業者を取り巻く環境や公共交通の利用実態といった地域の実情などに応じた積極的かつきめ細やかな施策の展開が必要と認識している、コロナ禍において失われた交通需要を早期に回復するため、令和2年7月から、ぐるっと北海道を展開し、公共交通全般の利用促進に取り組んできており、こうした取組により、各交通事業者では、都市間バスとタクシーがセットとなった新しい商品が造成されるなど、新たな交通需要の喚起につながってきている旨の答弁でありました。

需要喚起策を含め、地域の実情などに応じた積極的かつきめ細やかな施策をどのように展開するのか、所見を伺います。

次に、リスクリングについてです。

職業能力の再開発、再教育を意味するリスクリングについて、近年では、企業のDX戦略において、新たに必要となる業務、職種に順応できるよう、従業員がスキルや知識を再取得するという意味で使われることが増えていると言われており、岸田内閣では、リスクリングを含む人への投資を重要政策に位置づけ、支出規模を今後5年間で1兆円に拡充するとしています。

広島県では、県内に本社、支店等を置く企業等を対象に、ITパスポート試験を通じて、従業員等に社会人共通で求められるデジタル基礎知識を習得してもらう取組に助成を行い、リスクリングの推進による付加価値や生産性向上等を促進するための人材育成を支援しています。

道では、企業のリスクリングの取組にどのようなインセンティブを与え、支援を行おうとするのか、所見を伺います。

道では、北海道職員のデジタル人材育成に関する計画を策定し、計画では、人材区分として、デジタル推進リーダーから、最も高度な知識、経験、技術を有するエキスパート人材までレベルを4区分し、令和7年度までの4年間でそれぞれ育成確保する目標人数を掲げています。

ぜひ、目標達成に向け取り組んでほしいと願うところではありますが、レベルに応じた処遇が伴わなければ、計画も絵に描いた餅になりかねません。処遇面を含め、実現に向けた具体的な取組を伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物についてです。

NUMOによる文献調査について、先月、11月17日で、経産省がおおむね2年としていた調査期間を過ぎ、今後の手順としては、文献調査段階の評価の考え方を経産省の二つのワーキンググループで評価し、NUMOでは、ワーキンググループの了承が得られれば、最終報告書を取りまとめるとされています。

岸田総理は、北海道以外のできる限り多くの地域でも文献調査が実施できるよう、全国で対話活動などに取り組むとしたものの、他の自治体からの応募は皆無で、寿都町長は、核ゴミ問題を国民的議論にするため、一石を投じるため、文献調査に応募したと理由を挙げていましたが、最近では、議論を呼びかける意味で挙げた手を下げざるを得なくなるかもしれないとも発言してい

ます。

総理の発言にもかかわらず、高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、国民的議論が起きない原因を知事はどのように受け止め、こうした状況の下でどのように対応しようとするのか、所見を伺います。

知事は、概要調査について、議会でも記者会見でも、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえて、現時点で反対の意見を述べると繰り返しています。

10月7日の記者会見で、今後、概要調査に進んでいく場合、知事の承認が必要となってくるが、今の立場と、文献調査の結果次第では、その立場が変わる可能性があるのかと質問された折にも、同様にお答えになっております。

条例制定の趣旨自体は、改正しない限り、現時点も将来の時点でも変わらず、よもや立場を変えることはないと思いますが、仮に立場を変えるとすれば条例を改正する必要が生じると考えますが、見解を伺います。

次に、データセンターパーク構想についてです。

知事は、東京で開催した北海道データセンターセミナーで、北海道データセンターパークとそれを核とする新たなエコシステムの創出を目指す、そのためには、石狩市に集積しつつあるデータセンター群と太平洋側で検討されているデータセンターをつなぐベルト地帯を軸に、データセンターの集積を行った上で、道内各地へのデータセンターの拠点の拡大を進め、デジタル産業を中心としたエコシステムの創出に取り組んでいくと、参加した通信事業者等に向けてアピールされています。

我が会派では、今年の第1回定例会で、次世代データセンターについての取組方針をただしておりますが、知事の答弁には、データセンターパークなど、全く触れられておりませんでした。

報道では構想と表現していますが、なぜ今になって急にデータセンターパーク構想が出てきたのか、その理由と、構想と呼べるほど熟度が高いものなのか、併せて伺います。

また、これまでの取組と質的にどのような違いがあるのか、所見を伺います。

知事自らが先頭に立って誘致に取り組むことは大切なことですが、本道の優位性が、冷涼な気候がサーバーの冷却コストを抑えられる、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いというだけでは、他地域との競争に勝てるとも考えられません。

地方分散に必要な北海道と本州をつなぐ光海底ケーブル等の整備が必ずしも進んでいない中で、データセンターパークの実現に向け、新たな誘致策があるのか、所見を伺います。

次に、起業家育成についてです。

道は、先日、一般社団法人スタートアップスタジオ協会に加盟し、道内の25歳以下による起業プラン発表会を札幌で開催しています。

中小企業庁では、創業に関心のない若年層に対し、起業家マインドの醸成、創業に対するイメージの確立を図ることで未来の創業者を創出することを目的に、起業家教育事業を展開しているものの、道内における起業家の育成はまだまだ裾野を拡大する必要があるとしています。

若手起業家の育成は、本道経済の発展を図る上で重要な要素であると考えますが、これまでの取組を含め、どのような方針の下で推進をしていくのか、伺います。

文科省では、2023年度からキャリア教育の一環として起業家教育を強化するとしていますが、先日示された2023年度から27年度までの北海道教育推進計画素案には、キャリア教育の項目に起業家教育については触れられておりませんが、その理由を聞くとともに、起業家教育の重要性についてどのように認識し、どう推進しようとするのか、教育長に伺います。

次に、観光振興についてです。

北海道観光振興機構が10月下旬に公表した道内観光産業経済効果調査の推計結果によると、2021年度の総観光消費額は5350億円と、2020年度より996億円の増加となっているものの、コロナ禍前の19年度と比較すると3割程度にとどまっています。

水際対策の緩和や全国旅行支援等により、観光産業は徐々に持ち直し傾向にある一方、観光客を受け入れる空港やホテルで人手不足が指摘されています。

総務省の労働力調査では、コロナ禍で、観光に関わる宿泊・飲食・娯楽業の全国の就業者数は、8月時点で406万人と、2019年8月との比較で1割減少し、とりわけ宿泊業は2割も減っています。

中国のゼロコロナ政策により、訪日客が最盛期の98%減と大幅に減少している今こそ、質の向上を含む受入れ体制の再整備が必要と考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

国は、国内観光の需要喚起策——全国旅行支援について、年明け以降の実施を決定しておりますが、割引水準の引下げなど、制度の見直しを発表しております。

年明け以降も需要喚起策を実施するという国の方針自体は歓迎するものの、コロナ禍で長期間にわたり失われた観光需要が依然としてコロナ前までの水準に戻っていない中、開始から2か月半ほどで割引水準の引下げなどの見直しは時期尚早と考えます。

全国旅行支援の事業規模は、どうみん割との対比で約2.3倍以上が見込まれるとのことでしたが、知事は、道内の観光関連事業者の状況をどのように把握、認識し、見直しをお持ちなのか、伺います。

また、他県では、全国旅行支援の終了後を見据え、県内施設に宿泊者を対象とした割引支援に取り組むための事業費を補正予算に計上するなどの県も見られます。

道でも、割引水準の引下げ分を独自に上乘せするなど、年明け以降も引き続き強力な需要喚起策に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

第3回定例会で、観光振興税についての今後の取扱いをただしましたが、現下の観光需要の回復に向けた取組を積極的に進めるとともに、その状況を見極めた上で、新税の使い道や導入時期などについて慎重に検討を進めるとのお答えでした。

小樽市では、宿泊税導入に向けた有識者会議を再開し、12月1日には提言書案を公表し、市は、今後、正式な提言を受けた後、国や道との調整を経て、条例案の作成を進める考えで、導入には少なくとも2年程度はかかるとも報じられておりますが、道の方向性が定まらなければ、二

重課税解消に向けた協議も進まず、市の検討に支障を来すことにもなりかねませんが、知事はそれもやむを得ないものと考えているのか、見解を伺います。

次に、ウポポイについてです。

年間来場者100万人を目標に開業したウポポイは、コロナ禍も影響し、2021年7月から22年7月までの来場者は約26万8000人とどまっています。

誘客促進に向け、内閣官房や道、アイヌ文化財団等で構成する連絡会議が11月1日に開催され、客層に応じた対策の必要性などについて協議されたと報じられています。

知事は、岡田アイヌ施策担当相が9月にウポポイを視察に訪れた際、誘客強化などについて要望を行っており、国が主体的に取り組まなければならないことはもちろんであります。道としても、アイヌ民族に対する理解をより深めるため、関係機関との連携の下、これまで以上に誘客促進に尽力する必要があると考えます。

100万人という目標達成に向け、どう取り組むのか、所見を伺います。

次に、農福連携についてです。

国では、2019年に農福連携等推進ビジョンを公表し、2024年度までに農福連携に取り組む主体を新たに3000創出するとの目標の下で、認知度の向上など、三つのアクションに取り組んでいます。

障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、労働生産性の向上を図るため、AIやIoTの活用が有効であり、促進を図るべきと考えますが、農福連携におけるAI等の活用について、知事の見解を伺います。

最後に、教育行政についてです。

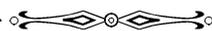
知事は、就任早々、2019年9月に総合教育大綱の見直しを表明し、2020年4月から施行しています。

子ども政策でも触れたように、児童虐待やいじめ認知件数は増加傾向にありますが、見直しの効果はあったと考えているのか、知事及び教育長の見解を伺います。

再質問を留保いたしまして、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時1分休憩



午後4時3分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の質問にお答えいたします。

最初に、道政運営についてであります。新型コロナウイルス感染症の流行などにより、本道が厳しい状況に直面する中、これまで、ほっかいどう応援団会議の結成をはじめ、北海道・北東

北の縄文遺跡群の世界文化遺産への登録、さらには、アジアで初めてとなるアドベンチャートラベル・ワールドサミット2021の開催など、公約に掲げた政策の推進に取り組んできたところであり、ります。

こうした中、誘客活動の推進や総合交通ネットワークの形成など、感染症の長期化などにより影響を受けている施策もあり、引き続き、本道を取り巻く状況の変化に的確に対応し、地域にとって必要な施策の推進に一層力を注いでいく必要があると考えております。

今後とも、道民の皆様の命と暮らしを守る取組に万全を期すとともに、デジタル化やゼロカーボン北海道の推進など、本道の将来を見据えた取組を着実に進めてまいります。

次に、ほっかいどう応援団会議についてであります。道では、「エールを北の医療へ！」や市町村の赤潮被害対策など、その時々々の社会情勢に対応した喫緊の取組や地域課題の解決につながるプロジェクトについて、応援団会議のポータルサイトやSNS、メルマガによる情報発信のほか、ほっかいどう応援セミナーにおいて、私や市町村長からトップセールスを行うなど、応援団会議のネットワークを最大限に活用し、北海道全体への御支援や御協力を呼びかけてきたところであり、ります。

こうした取組により、市町村を含むふるさと納税額は、応援してくださる皆様の思いと市町村の御努力がつながり、個人版、企業版ともに全国一になるとともに、コロナ禍の影響を受けた道産品の首都圏スーパーでのフェアのほか、ワーケーションやDXを促進するセミナーなど、企業の皆様との様々な連携や協働の取組を着実に積み重ねてきたところであり、深く感謝をしております。

今後も、本道の強みである食や観光、将来を担う若い世代のための子育て支援や人材育成のほか、ゼロカーボン北海道や1次産業の振興といった、本道のみならず、日本全体にとっても有益であり、道内外の方々の共感を得られるようなプロジェクトについて、市町村や企業の皆様とともに取り組むなど、より一層の官民連携の強化により、活力ある北海道の創生につなげてまいります。

次に、公約の推進管理についてであります。私が公約に掲げた政策については、道の総合計画と一体的に推進しており、毎年度の政策評価を通じた取組状況については、その時々々の状況を踏まえながら、分かりやすく道民の皆様にお示しできるよう取り組んできたところであり、ります。

このため、知事公約のホームページについては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後の推進方向を示した内容に変更したほか、政策評価の公表方法などの見直しを行う中で、総合計画のみならず、北海道創生総合戦略や北海道強靱化計画などと併せて、公約に掲げた政策との関連について、より分かりやすく一覧表にして整理し、政策評価のホームページに掲載したところであり、引き続き、様々な機会を捉え、丁寧な情報発信に努めてまいります。

次に、道の経済対策等についてであります。本道経済の先行きが見通せず、さらに厳しくなることが懸念される中、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要と認識していま

す。

道としては、引き続き、感染状況を注視しながら、市町村や関係機関と連携し、国の総合経済対策や道の経済対策推進本部で把握した支援ニーズを踏まえ、地方創生臨時交付金を機を逸することなく有効に活用しながら、暮らしの安心と経済の活性化に向け、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応など、必要な追加対策を取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、外来医療体制整備計画についてであります。道では、先般、国との調整を経て本計画を策定し、同時流行下のピーク時の1日当たり患者数を2万9000人程度と推計した上で、そのうち、自己検査で新型コロナ陽性となる患者を約4200人と見込むとともに、これらの患者を除き、医療機関を受診すると想定される患者を約2万4700人としたところであります。

これに対し、自己検査に対応する陽性者登録センターの対応可能数を約4400人とし、その機能拡充を図りながら、医療機関への調査結果などを基に、通常の診療可能数の約1万5000人を、診療時間の延長など、医療機関に最大限御協力いただいた場合の診療可能数として約3万1000人とし、地域の医療機関にその実情に即した診療協力をお願いするほか、これまで、診療・検査医療機関の指定は受けていないものの、新型コロナ疑い患者の方々を診療している医療機関等に対しても、その指定を働きかけているところであります。

こうした診療体制は、感染拡大期において医療従事者の方々にも感染が広がるなど、その機能が十分に発揮できない状況も想定されることから、自己検査に対応する陽性者登録センターについて、今後の感染状況も踏まえつつ、一般医療への影響や医療機関の負担軽減のためにも、さらなる体制整備を進めてまいります。

次に、今後の取組についてであります。本道は、新規感染者数が高い水準で継続し、発熱外来を受診する患者の方々が増加するとともに、病床使用率も全道で50%を超える状況が続くなど、極めて厳しい状況にある中、地域の医療機関の御理解、御協力をいただきながら、必要な病床の確保に取り組んできたところであります。

また、季節性インフルエンザとの同時流行も想定しつつ、地域の医療機関にその実情に即した診療協力を依頼するとともに、通常の医療への影響や医療機関の負担軽減のため、自己検査に対応する陽性者登録センターの拡充や、発熱時などの相談体制の強化にも取り組んでいるところであります。

道としては、引き続き、医療機関との連携を深めながら、こうした取組を重層的に進めるとともに、道民の皆様にも本道の厳しい実情をお伝えし、自主的な感染防止行動のさらなる徹底や、軽症者の自己検査等のセルフチェックを様々な媒体を活用して積極的に促すなどしながら、医療の逼迫を回避し、治療が必要な方々が適切な医療を円滑に受けられ、安心して療養できるよう、医療・療養体制の確保に万全を期してまいります。

次に、年代別の対策についてであります。道では、これまでも、感染の拡大を防ぐため、基

本的な感染防止行動の徹底やワクチン接種の速やかな検討などについて、道民の皆様に、あらゆる機会を通じ、呼びかけてきた中、その徹底を図るためには、世代ごとの社会経済活動や生活行動様式など、実情を踏まえた取組を効果的に進めることが重要と認識しています。

このため、具体的には、ワクチンの接種割合が低い若年層には、日々の学校や家庭生活などにおける感染の傾向にも鑑み、その接種について、教育機関等とも連携しながら、多様な手法により広報や呼びかけを行っており、重症化リスクが高い高齢者等には、症状など、必要に応じて的確に医療につなぐことはもとより、市町村などでその生活の場に即したワクチン接種を行うほか、施設従事者の頻回検査といったリスク管理も促すなど、地域が一体となって各世代への特性に応じた対策が効果的に進められるよう、力を尽くしてまいります。

次に、レベル分類の運用についてであります。道では、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応については、国全体での統一的な方針の下で進める必要があることから、科学的知見を踏まえ、レベル分類の見直しを速やかに行うよう、全国知事会とも連携し、国に対して求めてきたところであります。

こうした中、先月11日、国の分科会において、オミクロン株対応の新レベル分類が示され、この考え方に沿って、25日には基本的対処方針が変更されたことから、道としては、医療の逼迫度に着目する観点から運用の考え方を取りまとめ、有識者や市町村の皆様にご意見を伺った上で、29日の対策本部において決定したところであります。

本道の感染状況は依然として高い感染レベルが継続し、病床使用率も増加をしていることから、引き続き、指標の推移を注視し、適切に対応してまいります。

次に、レベル判断についてであります。運用の考え方に基づく具体的なレベル判断に当たっては、医療の逼迫度に着目する観点から指標を基本とし、このたびのレベル判断においては、全道の病床使用率は55.2%であるものの、重症病床使用率は13.8%と低い水準にとどまることを踏まえ、レベル2としたところであります。

なお、指標が目安とされる数値に近づく、あるいは、急激に上昇するといった場合には、事象を勘案するなど、総合的にレベルを判断してまいります。

次に、これまでの感染症対策についてであります。道では、中間取りまとめを行った以降においても、これまで節目節目において有識者会議を開催し、感染症の流行により影響を受けた事業者の方々に対する支援や経済活動との両立に向けた需要喚起策といった対策を含め、道の一連の取組について御意見をいただいていたところであり、今後とも、国の動向や感染症を取り巻く状況を踏まえながら、必要なタイミングで有識者会議を開催してまいります。

また、個別の臨時交付金事業については、国の通知に基づき、現在、道において効果検証を進めているところであり、検証が終了した事業から、順次、結果を公表することとしており、その取組状況については、有識者の皆様にも適時適切に情報提供を行ってまいります。

次に、地球温暖化防止対策条例についてであります。条例の見直しに当たっては、これまで道の責務としていた道民、事業者、市町村等との協働支援や、道自らの率先行動などに加えて、

専門的知識・技術を有する人材の育成や、調査研究、技術開発の促進、産業の育成、振興などを新たに規定することで、道の果たすべき役割を明確にするとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定することを検討しています。

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、引き続き、私が先頭に立って全庁を牽引するとともに、ゼロカーボン北海道推進協議会などの枠組みを活用して、多くの関係者の方々との連携を一層密にし、条例に基づく取組を着実に推進してまいります。

次に、地球温暖化対策推進計画の見直しについてであります。道では、本年3月に推進計画を改定し、2030年度に48%削減とする中期目標のほか、2050年までに、環境と経済、社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現を長期的な目指す姿とし、豊かな再生可能エネルギーと広大な森林を有する本道の強みを生かした各般の取組を着実に進めることとしております。

この計画では、国の新たな制度、施策などの状況、イノベーションの進展、さらには、目標達成状況などを踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行うこととしておりますが、まずは、現在取り組んでいる条例の見直しをしっかりと進めてまいります。

次に、J-クレジット制度についてであります。国のJ-クレジット制度を活用し、森林や再生可能エネルギー、省エネルギー等、制度で認められた取引を進めることは、省エネや脱炭素投資などを促進し、必要な資金循環を促す有効な取組と認識しています。

道内におきましても、森林由来のクレジット以外に、太陽光発電設備の導入やバイオマス燃料の使用による再生可能エネルギー由来のほか、ヒートポンプやコージェネレーションの導入による省エネ由来のクレジット創出の実績があると承知しています。

道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、事業者などによる主体的な温室効果ガスの削減活動の促進や企業評価の向上、製品やサービスの差別化などにもつながるカーボンオフセットの取組が一層進むよう、国や関係機関と連携したセミナーや研修会の開催などを通じて、J-クレジット制度の周知やその活用を広く働きかけてまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要であります。

このため、道では、新エネルギー導入加速化基金を活用し、地域が主体となった新エネの導入や、様々な分散型エネルギーリソースを組み合わせた需給一体型の地産地消の取組を支援するとともに、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力などの開発、導入を促進するほか、新たな海底送電ケーブルといった電力基盤の増強を国に求めるなど、道内に豊富に賦存する新エネルギーを最大限活用し、主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。道では、2025年までを、ゼロカーボンに向けた道民の皆様、事業者の方々との認識共有や行動喚起に取り組む期間とするとともに、2030年までを、既存技術を最大限に活用して脱炭素化に取り組み、それ以降の技

術、取組の飛躍的な加速につなげていくための土台を築く重要な期間と考えております。

また、来年4月に予定される札幌市でのG7気候・エネルギー・環境大臣会合の開催を絶好の機会と捉え、次の世代を担う若者をはじめ、広く道民の皆様のゼロカーボン北海道の理解促進に一段と弾みをつけるとともに、再エネを活用したエネルギーの地産地消など地域の脱炭素化の支援や、洋上風力発電の導入につながる新たな海底送電ケーブルなど次世代インフラの整備促進や、脱炭素につながる実証事業の促進、さらには、関連産業の振興や人材育成、森林等の様々な吸収源確保など、ゼロカーボン北海道の実現に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、児童相談所の体制整備についてであります。道では、児童虐待事案の増加に対応するため、法令等に基づき、児童福祉司などの専門職員を計画的に増員するとともに、新たな分室設置による体制強化や、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じた職員の対応能力の向上を図っているほか、今年度、新たに保健師を配置し、子どもの健康・発達面からのアセスメントと保健指導等の実施や、SNSを活用した全国一律の相談支援システムの導入により、初期対応の強化を図ることとしております。

現在、国では、児童虐待防止対策のさらなる推進のため、新たな体制強化プランを年内に策定することとしており、その状況を注視していくとともに、道内の虐待相談対応件数は依然として高い水準にあることから、今後とも、各児童相談所に配置している市町村支援担当職員が直接地域に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うなど、関係機関と緊密に連携しながら、児童相談所が中心となって地域の見守り体制の充実を図り、児童虐待の防止に万全を期してまいります。

次に、医療的ケア児とその御家族を支える体制整備についてであります。医療的ケア児とその御家族の居住地にかかわらず、お一人お一人の悩みや課題に応じて、適切な相談対応やサービスの提供を行っていくことが重要であると認識しています。

道では、医療的ケア児の御家族のワンストップ相談窓口として、北海道医療的ケア児等支援センターを6月に開設したほか、これまで、地域において支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修やフォローアップ研修などを実施してきたところであります。

今年度の養成研修を1月下旬に実施することとしており、今後は、コーディネーター未配置の市町村に対して研修受講を直接働きかけるとともに、医療的ケア児の保育ニーズや支援センターで蓄積した相談事例などについて、北海道障がい者施策推進審議会において効果的かつ実践的な施策の展開の在り方を検討し、市町村と共有するなどして、医療的ケアを必要としているお子さんとその御家族を地域全体で支える体制の構築に取り組んでまいります。

次に、今後の子ども政策への対応についてであります。今後の子ども政策の司令塔となる子ども家庭庁には、子どもたちの最善の利益を第一に考え、その権利を保障しながら、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない支援の展開を期待しております。

このため、道では、今後の政策の展開に当たって、子どもや子育て当事者の視点に立った企画立案、民間企業など多様な主体との協働連携、福祉・教育部局間の連携強化を基本に、庁内関係

部で構成する検討委員会において、効率的な事務事業の在り方や具体的な推進体制に関し検討を進めるとともに、内閣府など国の関係者とも意見交換を実施してきているところであります。

現在、市町村や関係団体、子育て事業関係者など、幅広い方々にこども家庭庁の組織体制や予算案の概要等の情報提供を行い、今後の関連事業の在り方について課題やニーズを伺っているところであり、引き続き、こども家庭庁が所管する成育部門や支援部門の業務を所管する保健福祉部が中心となって、子育て当事者や保育関係者などの支援に携わる方々の利便性を考慮した効率的な推進体制について検討を加速してまいります。

次に、道政の諸課題に関し、まず、公共交通の需要喚起に向けた取組についてであります。長引くコロナ禍の影響により、いまだ公共交通の利用者の回復が十分と言えない中、道では、通勤通学といった日常的な交通需要の着実な回復に加え、今後増加が見込まれる観光やビジネスでの来道者の取り込みといった施策の展開が必要になるものと認識しています。

道としては、引き続き、ぐるっと北海道をあらゆる方々に広く知っていただけるよう、道外においても公共交通の利用促進に向けたPRを実施するほか、交通モード間の連携をはじめとする利便性の向上を通じた潜在的な交通需要の喚起に向けた施策の展開に向け、様々な機会を通じて交通事業者の方々の声をしっかりと聞かせていただきながら、交通需要の段階的な回復に向けた各般の施策に取り組んでまいります。

次に、特定放射性廃棄物に関する条例についてであります。道の条例は、道議会において御議論いただき、制定され、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに立つものであり、現在まで20年以上にわたってその役割を果たしてきたことは尊重すべきと考えております。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、道民の皆様の代表である道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した市町村や道民の皆様の御意見を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、データセンターパークについてであります。道では、データセンターの立地促進に向けて、再生可能エネルギーといった優位性を発信するとともに、国や道の支援制度の活用といった企業ニーズに沿った提案を行うなど、市町村とも連携しながら誘致の取組を進めてきた中、本年、石狩市や北見市への新たな立地の動きにつながったところであります。

そうした動きを一層促進するため、先般のセミナーでは、再生可能エネルギーを活用したデータセンターの集積群のことを北海道データセンターパークと称し、企業の皆様に対し、その実現に向けてさらなる立地をいただけるよう、本道での立地のメリットや道の支援策も含め、私から直接アピールをしたところであり、それが構想と報道されたものであります。

道としては、今後とも、こうした情報発信に磨きをかけ、新たな需要開拓につなげ、データセンターや関連産業の集積の促進を図ってまいります。

次に、若手起業家の育成についてであります。道では、これまで、小規模企業振興条例に基づき、創業希望者の方々への相談対応や経営指導、制度融資による資金調達に加え、地域課題を

解決する創業に必要な経費の助成など、創業する皆様の課題に対応した支援を行ってきたところ
であります。

また、今年度、新たに、革新的な技術やアイデアで新たなビジネスを展開するスタートアップ
企業の創出に向け、起業に関心のある若者を対象としたワークショップを開催し、専門家の方々
による事業計画の作成指導や、起業経験者の方々による細やかなアドバイスの実施などに取り組
んできたところであります。

創業は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大きな役割を担っていることから、道
としては、今後も、引き続き関係機関と連携しながら、創業を希望する皆様への支援はもとよ
り、若者の起業意識の向上や裾野拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光振興に関し、まず、今後の受入れ体制についてであります。新型コロナウイルス
の世界的流行はもとより、近年の旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化などにより、観光を取り
巻く情勢は大きく変化を遂げている中、道では、昨年11月に北海道観光のくにづくり行動計画
を策定し、ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルの定着による観光立国・北海道の実
現を目指して様々な取組を進めております。

現在、水際対策が緩和され、今後の観光需要の本格的な回復が見込まれる中、道では、今後、
一人でも多くのお客様に北海道にお越しいただき、快適に観光を楽しんでいただけるよう、受入
れ体制の整備に取り組んでいく必要があると考えており、人材の確保育成やホスピタリティーの
向上はもとより、アドベンチャーラベルに代表されるような長期滞在型や富裕層向け旅行商品
づくりを積極的に進めるなど、北海道観光の高付加価値化に努めてまいります。

次に、観光需要喚起策についてであります。道では、日頃から観光関係者の方々と緊密な意
見交換を行うとともに、宿泊事業者や交通事業者の方々から提供される様々なデータなどを基
に、観光に関する最新の状況を把握しているところであります。

道内の観光需要は、春以降の各種需要喚起策の実施により回復傾向にありますが、いまだコロ
ナ前の水準には戻っておらず、今後、インバウンド需要の拡大は見込まれるものの、観光関連事
業者の皆様は依然厳しい状況にあると考えております。

先日、国は、年明け以降の需要喚起策において、需要の激変緩和や可能な限り長期的な支援を
実施する観点から、割引率等の見直しを行う考えを示したところでありますが、道としては、今
後、事業開始に向けた国の動向を注視するとともに、事業実施の際には、道内外に向けた積極
的な誘客活動などにより観光関連事業者の皆様にできるだけ多くの事業効果が及ぶよう、取組を進
めてまいります。

次に、ウポポイへの誘客についてであります。ウポポイは、アイヌ文化の復興、発展のナシ
ョナルセンターとして、国内はもとより、海外の皆様幅広い理解の促進や、創造、発展につな
げる拠点として重要な役割を担うものと認識しております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、移動制限の緩和や旅行
需要の喚起策が進められており、国内外の皆様改めてウポポイへの誘客を促す絶好の機会と考

えております。

道では、これまで、インバウンドを意識したウポポイPR動画の多言語化や首都圏の百貨店でのPR、国や道、市町村、経済団体、企業等から成るウポポイ官民応援ネットワークとの連携イベントの開催など、積極的な誘客に努めてきたところであり、今後とも、国はもとより、官民の多様な主体と連携し、道内各地の食や多様な文化、観光資源とつなげる取組を進めるなどして、アイヌの方々への理解促進を図るとともに、交流人口の拡大と地域の活性化を目指してまいります。

最後に、総合教育大綱についてであります。現在の大綱は、本道の子どもたちに、生まれ育った地域や家庭環境に左右されずに、将来の夢に向かってチャレンジしてほしいとの思いを込めて策定したものであり、子どもの学びと成長の環境を整えることなど、四つの基本方針の下、これらを推進するため、各施策に係る取組の方向性を示したところであります。

こうした大綱の内容も踏まえ、関係部局において、関連する計画や方針等に基づき、積極的な取組を進め、子どもたちに対する防災教育の推進や、離島などの高校に通う生徒のニーズに応じた授業の配信などにつながったと考えております。

一方で、児童虐待やいじめの防止など、さらなる対応が必要な課題もあることから、私としては、こうした現状も踏まえつつ、引き続き、大綱に掲げた基本理念や施策の基本方針について道民の皆様と共有しながら、北海道の未来を担う人づくりに取り組んでまいります。

なお、その他の答弁につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、総合経済対策等についてでございますが、このたびの国の対策は、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、足元の物価高騰など、経済情勢の変化に対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生することを狙いとしているものと承知しております。

この対策には、価格高騰により厳しい状況にある生活者や事業者への支援のほか、円安を生かした経済構造の強靱化、さらには、成長分野における投資促進などが盛り込まれており、道の緊急経済対策の実施と相まって、価格高騰等の本道への影響緩和や今後の経済活性化に寄与するものと期待しております。

次に、道内経済の状況等についてであります。道の企業経営者意識調査の本年10月から12月期の間集計では、感染拡大前と比較し、売上げ、利益等が減少したと回答した企業の割合が依然として半数を超えているほか、原油・原材料価格高騰が経営に影響していると回答した企業の割合が9割を超えて推移しているなど、本道経済は引き続き厳しい状況が続いていると認識しております。

また、国の補正予算によるGDPの押し上げ効果につきましては、現段階では、都道府県別の内訳は示されておらず、道独自で算出することは困難であると考えておりますが、一連の対策の

実施により、暮らしの安心や経済への影響緩和に関し、一定の効果が見込まれるものと理解しております。

次に、第三者認証制度についてであります。飲食店における感染拡大を防止するためには、リスク要因の一つである密閉空間を改善するため、換気を適切に行うことが重要でございます。

このため、道では、認証店に対しまして、認証制度の基準に沿った換気の徹底を求めるとともに、換気の状態が悪くなる寒冷期などにおける換気のポイントを周知しておりますほか、効果的な感染防止対策等に関する、専門家によるアドバイスなどを行っているところでございます。

道といたしましては、現在実施している第三者認証店を対象とした需要喚起策も効果的に活用し、換気の徹底をはじめとする感染防止対策と社会経済活動の両立に努めてまいります。

次に、職業能力の再開発についてであります。業務上必要な知識やスキルの向上は、企業内における生産性の向上はもとより、労働者の処遇の改善にもつながるものと考えております。

このため、道では、高等技術専門学院におきまして、企業に在職する方々向けに、業界ニーズを踏まえ、3Dデータやドローンの活用技術、プログラミングなど、訓練を実施しているほか、中小企業が講師を招いて実施する技術力向上に向けた研修会開催への支援など、従業員のスキルアップを支援しているところでございます。

道といたしましては、今後もこうした取組を通じ、企業などにおける従業員の職業能力の向上を支援し、産業人材の育成に取り組んでまいります。

次に、特定放射性廃棄物の最終処分に関する全国における理解促進についてであります。最終処分につきまして、自治体による文献調査の受入れには、それを支える地域や全国の理解が必要不可欠である中で、国は、審議会において、最終処分は必ず解決しなければならない課題であり、その実現は社会全体の利益であるとの認識が全国的に十分広がっていないのではないかとの課題認識を示しており、道といたしましても、最終処分事業は国民的な議論が必要な問題と考えております。

このため、引き続き、全国知事会とも連携しながら、国やNUMOに対し、全国において最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速するよう求めるとともに、両町村における文献調査の経緯や対話の場の状況などにつきまして、道のホームページに掲載するなど、今後とも丁寧な情報発信に努めてまいります。

最後に、データセンターパークの実現に向けた取組についてであります。道では、データセンターパークの実現に向けて、引き続き、市町村や関係機関と連携し、本道の立地優位性をアピールしていくとともに、新たに、需要の開拓に向けて、クラウド事業者やコンテンツ事業者といったIT関連企業など、データセンターの需要の拡大が見込まれる業種を対象に、地方展開の意向等の把握と誘致に取り組んでいるところでございます。

また、国に対しては、本道での大規模民間データセンターや、太平洋側で本道と首都圏をつなぐ光海底ケーブルの整備への支援、さらには、地方データセンターの活用方針のデジタル田園都市国家構想総合戦略への盛り込みについて、知事から関係大臣に働きかけを行っているところで

ございまして、こうした取組により、データセンターはもとより、関連産業の集積につなげてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君。

○保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、陽性者登録センター等についてでございますが、道では、新規感染者数が高い水準で継続し、季節性インフルエンザとの同時流行も想定されている中、発熱等の症状がある方や療養される方のさらなる増加が見込まれますことから、陽性者の登録と健康相談等を担うセンターの迅速な体制整備が重要と認識してございます。

このため、道では、外来医療体制整備計画において推計した同時流行下のピーク時の1日当たり患者数とともに、各センターのこれまでの相談状況等を踏まえた対応能力も勘案しつつ、委託事業者とも協議を重ねながら、必要なマンパワーの確保や電話回線の増設なども進め、その機能の拡充を図っているところでありまして、今後とも、各センターの対応状況はもとより、感染状況や医療を取り巻く状況なども不断にモニタリングしながら、実情に即した必要な体制整備に取り組んでまいります。

次に、感染防護具の備蓄などについてでございますが、道といたしましては、この感染症への対応が長期化し、また、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中、医療機関等において的確な感染防止対策を講じていくためには、必要十分な量の感染防護具の確保は極めて重要なものと認識してございます。

このため、医療機関からの緊急要請など、機会あるごとに、その必要量を道の備蓄分から配分していることに加えまして、現在、新たに、インフルとの同時流行に備えた体制整備の一環として、医療機関へ速やかに物資を配分できるよう、国との連携の下、道の備蓄資材を活用し、供給しておりますほか、高齢者施設等に対してもこうした資材の配分を進めてきておりまして、現時点では、資材種別で異なりますものの、年度当初の各備蓄量に比べまして2割から6割程度の量を配分する見込みでございます。

今後とも、こうした取組を進めつつ、その手法などにも工夫を重ねるとともに、感染症法の改正など、国の動向も注視をしながら、感染防護具に関する今後の道の役割や適切な備蓄の在り方について不断に検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部長濱坂真一君。

○総合政策部長濱坂真一君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策に関し、レベル分類の見直しについてでございますが、11月11日、国の感染症対策分科会において新たなレベル分類の考え方が示されましたことから、16日に道の有識者会議を開催し、指標の変更点などについて説明の上、後日示される基本的対処方針の内容を踏まえて対応していくという道の方針について、有識者の方々から御了承をいただいたところでございます。

その後、11月25日の政府対策本部におきまして、分科会が示した考え方に沿って基本的対処方針が変更されたことから、速やかにレベル分類を見直すこととし、個別に有識者の方々の御意見をいただいた上で、11月29日の道の対策本部において決定したものでございます。

○議長小畑保則君 環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）ゼロカーボン北海道に関し、初めに、脱炭素先行地域についてでございますが、先月1日に公表された第2回の選定では、結果の公表に併せて、全般的な評価事項などをまとめた国の総評が公開されているほか、応募した各自治体に対し、評価委員会からの評価点や課題、改善点等が通知されており、道といたしましては、そうした通知も踏まえ、北海道地方環境事務所と連携し、各自治体が抱える課題の把握や、提案内容の改善、熟度を高めるための助言、協力を行っているところでございます。

来年2月に予定されている第3回の応募開始に向けましては、応募を検討する市町村に対し、環境事務所と共同で、これまでの選定の評価ポイントを解説する勉強会を今月7日に開催しますとともに、積雪寒冷など北海道の特性を踏まえた脱炭素の取組について評価対象と認められるよう、国に要望、協議を行うなど、さらなる地域の採択に向け取り組んでまいります。

次に、地域脱炭素促進区域についてでございますが、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県は、市町村が設定する促進区域に関し、環境保全の観点から、この区域に定めることが適切ではないエリアや配慮すべき事項などを促進区域の設定に関する基準として定めることができるとされており、道では、現在、環境審議会において、この基準の在り方について御審議いただいているところでございます。

基準の策定に当たりましては、国や道が設定する基準に従い、具体的な促進区域を検討する市町村の意見を聞くことはもとより、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を聴取することとしており、地域において円滑な合意形成の下、適正に環境に配慮された再エネ事業の促進が図られるよう努めてまいります。

次に、アプリを活用した家庭における省エネの促進についてでございますが、家庭の省エネ促進に当たりましては、各家庭に自らのCO₂排出量を知っていただくことも有効と考えており、道では、今年度、国と共同で、道民の皆様が各家庭における電気やガス等の使用量を継続的に入力いただき、自らのCO₂排出量を分かりやすく可視化するアプリを開発する予定でございます。

なお、アプリは、継続して入力していただけるよう、毎月の光熱費とCO₂排出量の推移のグラフ作成や、類似世帯との比較などの機能を設けますとともに、省エネに関する道からのお知らせや省エネ行動に役立つ情報などを定期的に配信することで、家計の負担軽減にもつながる省エネの普及促進に努めてまいります。

次に、道民意識調査についてでございますが、今年4月と9月に実施した本調査は、いずれも、道民の皆様のゼロカーボンに対する認知度や取組を把握し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた施策に反映することを目的に実施したものでございます。

直近の調査では、道の温室効果ガス削減目標に対する認知度が約4割で、若年層の75%が知らないとの回答や、ゼロカーボンについて、経済を優先した中で達成すべきが全体の約7割との結果であったところでございます。

調査結果を踏まえまして、今後は、若年層をはじめ、広く道民の皆様の一層の理解促進を図りますとともに、脱炭素化と経済の活性化を両立させ、環境と経済が好循環するゼロカーボン北海道の意義をしっかりと浸透させる取組を強化し、道民の皆様や事業者の方々と目指す姿の共有に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）ゼロカーボン北海道に関し、ブルーカーボンの推進についてであります。豊かな水産資源を育む藻場の育成と二酸化炭素の吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの活用は、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する重要な取組であり、本道の優位性を最大限に生かした取組を進めることが必要であります。

このため、道では、本年11月に設立したブルーカーボン推進協議会において、専門家の皆様などから、国内外の最新の知見の紹介や本道におけるブルーカーボンの可能性などについて御意見をいただいたところであり、引き続き、道内における吸収量の把握や地域の取組の活性化策などについて御助言をいただきながら、本道のポテンシャルを生かした具体的な取組を検討し、環境と調和した水産業の振興に努めてまいります。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）子ども政策に関し、まず、子どもの貧困対策についてであります。道が実施する子どもの生活実態調査については、現在、結果を精査、分析しているところであります。先般公表された札幌市の結果では、独り親世帯や低所得層ほど新型コロナウイルス感染症による家計への影響が大きいとの分析結果がまとめられたものと承知をいたしております。

道の前回調査では、家庭の経済状況が子どもの進路に影響を及ぼしていることなどが明らかになったことから、貧困対策推進計画の中で23項目の数値目標を設定し、関連する取組を進めてきており、母子家庭の親の就業率や子どもの大学進学率等については改善の兆しが見られるものの、子どもの居場所づくりなどについて引き続き取組の充実を図る必要もあると考えております。

今後の貧困対策については、生活実態調査の結果をはじめ、感染症の流行や物価高騰が及ぼしている影響なども考慮した上で、各地域の課題や現在の取組の改善点などについて、市町村など関係者の御意見もきめ細かに伺いながら、計画の目標達成に向けて関連施策を着実に推進してまいります。

次に、子育て支援の取組についてであります。保育所などのサービス基盤を確保し、多様な子育て支援施策を展開していくことは、地域の社会機能を維持していく上で大変重要であります。

が、人口減少地域では、児童数の減少とともに、保育士をはじめとする子育て支援の担い手不足が課題となっておりますほか、都市部も含め、核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境も変化していることなどから、特に0歳児から2歳児を中心とする保育所等に就園していない児童と保護者の方々の孤立が懸念されているところでございます。

国では、現在、未就園児やその保護者に対する地域の子育て資源を活用した継続的な支援の在り方について検討を進めており、道といたしましては、こうした国の動きを注視するとともに、地域の実情に応じた保育所等の効率的な運営や他の子育て資源の効果的な活用方策などについて、市町村や保育関係者と意見交換を実施しながら、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。

最後に、ユースプランナー制度についてであります。少子化が進行している中、少子化対策や子育て支援策など、子ども関連政策をより一層充実させていくためには、次世代の親となる大学生など若い世代の意見や感性を尊重し、自己肯定感や自己有用感を高めてもらいながら、道の取組への理解と協力を得ることが大変重要と認識いたしております。

本年度は、10大学、75名のユースプランナーの登録があり、これまで、ヤングケアラーなど、四つのテーマを設けてアンケート調査を実施し、例えば、子どもの居場所づくりに向けたボランティアの確保方法などについてアイデアが寄せられており、北海道子どもの未来づくり審議会からも御意見をいただきながら、今後の施策検討に生かしていく考えであります。

道といたしましては、年度内に本年度事業の実績を検証しつつ、登録者数の拡大やテーマの選定、効果的な情報発信などについて、ユースプランナーの方々から直接意見を伺う機会を設けるなどして、制度のさらなる充実を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）令和5年度の予算編成についてであります。来年度の当初予算は、道政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる骨格予算となり、政策的な経費などは、原則、第2回定例会補正予算において措置することになります。

当初予算編成に当たりましては、道財政は、来年度以降も多額の収支不足額が生じるなど、厳しい状況が続く見通しにありますことから、本年3月に改訂した行財政運営の基本方針に沿って編成することを基本とし、施策、事務事業の徹底した精査といった歳出の量的な削減や、既存事業の再構築など、質の一層の向上に取り組むことにより、限られた財源の効果的、効率的な活用を図ることとしているところでございます。

また、行政の継続性や円滑な推進といった観点に加え、国の制度改正や新型コロナウイルス感染症対策への対応など、社会経済情勢も踏まえた予算編成を進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）JR北海道に関し、総括的な検証に向けた対応など

についてであります。長引くコロナ禍によりローカル線区の厳しい状況が顕在化していることなどを背景とし、国においては、地域公共交通の再構築のために地域が取り組む実証事業などを支援する予算の検討が進められているものと承知しております。

道では、これまで、本道の持続的な鉄道網の確立に向けて、JRや沿線地域の皆様と連携し、鉄道の利用促進など、路線の維持・活性化に向けて取り組んでいるところでありますが、令和6年度以降の国の支援継続に向けては、JRに対する国の監督命令に基づき、令和5年度に行われる総括的な検証において、線区別収支などの基本指標の目標達成が重視されるものと考えており、国の予算を活用した各線区におきます実証事業の実施も念頭に置いて沿線自治体との協議を進め、地域の関係者の皆様との連携を一層強固なものとしながら、利用促進の取組が着実に成果を上げられるよう取り組んでまいります。

○議長小畑保則君 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君（登壇）デジタル人材の育成についてでございますが、社会全体でデジタルの活用が進む中、道におきましても、デジタル人材の育成と確保が重要な課題であることから、今般、デジタル人材育成計画を作成したところであり、今後、人材区分ごとに必要なマインドやスキルに応じた研修プログラムの実施や国家試験の情報提供などにより、デジタル人材を計画的に育成していく考えでございます。

また、計画の推進に当たっては、学習に対する職員の動機づけが大切であると認識しており、専門的なスキルの向上につながる資格取得などにつきましては、人事評価の要素として反映させるとともに、職員が持つ資格や能力、キャリアプランを十分に把握し、業務上の必要性を踏まえ、専門性を生かした人事配置に努めるなど、職員の育成と評価を効果的に進め、実効性ある計画の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部観光振興監山崎雅生君。

○経済部観光振興監山崎雅生君（登壇）観光に係る新たな税の導入についてでございますが、本道がより魅力ある観光地を目指すためには、将来にわたる安定した観光財源の確保が重要であります。道では、観光関連産業が依然として厳しい状況にある中においては、観光振興税の導入は慎重な対応が求められると考えており、観光需要の回復に向けた取組を積極的に進めるとともに、その状況を適切に見極めた上で、新税の使い道や導入時期などについて慎重に検討を進めてまいります。

また、現時点では、宿泊税等の導入を検討している市町村から今後の進め方に関する具体的なお話は伺っておりませんが、道といたしましては、地域の動きを注視するとともに、状況に応じ、市町村と意見交換を実施するなどして、これまでの検討経過や現時点における道の考え方について、丁寧に説明を行ってまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）農福連携についてであります。農福連携は、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業の雇用人材の確保や経営の成長につながることから、道では、これまで、相談窓口の設置、運営やセミナーの開催、ガイドブックを活用した普及啓発のほか、農作業を通じて支援方法を習得するための実地研修、農業側と福祉側のかけ橋となる人材の育成などに取り組んできており、農福連携に取り組む農業経営体は、現在、141経営体と、着実に増加してきたところです。

このような中、AIを活用して水と肥料を自動的に供給するシステムを用いたトマトハウスにおいて障がい者が活躍している事例などもありますことから、働きやすい環境整備と労働生産性の向上の観点からも、AIの効果的な活用による農福連携の取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）赤根議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道政の諸課題に関しまして、起業家教育についてであります。本道の子どもたちが社会的、職業的に自立をしていくためには、望ましい勤労観や職業観を育成するキャリア教育の充実が必要であり、その取組の一環として、チャレンジ精神、創造性や探究心などの起業家精神の涵養は重要と認識をいたしております。

現在、小中学校においては、地域や産業界等と連携した職場見学や職場体験などを実施するとともに、高校においては、大学や企業等と連携をし、企業が抱える課題の解決に向けた探究活動を実施するなどのアントレプレナー教育にも取り組んでおり、道教委としては、引き続き、こうした取組を充実させるとともに、小・中・高を通じて系統的なキャリア教育を推進し、児童生徒が主体的に進路を選択、決定できる能力の育成や、起業家精神の高揚につながる取組を進めてまいります。

なお、現在策定中の新たな北海道教育推進計画においては、社会の形成に主体的に参画する起業家的資質・能力を含め、産業構造の変化やグローバル化等の社会の急激な変化に対応できる資質、能力を育成するキャリア教育の重要性をお示ししておりますが、個別の記載については、今後検討してまいります。

次に、教育行政に関しまして、総合教育大綱についてであります。近年、教育を取り巻く状況が大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症の影響下における学びの保障や、GIGAスクール構想への対応、さらには、いじめ、不登校等への対応や防災教育の充実など、様々な課題への対策が求められております。

こうした中、大綱を踏まえた各般の施策に取り組んできており、生徒の英語力の向上や、防災訓練を実施している学校の増加など、成果が見られる一方、教員のICTを活用した指導力の向上や、いじめや不登校等の解決など、改善や充実に向けて、より一層の取組が必要な課題もあります。

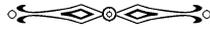
道教委といたしましては、大綱の基本理念を踏まえつつ、現在策定をしている新たな北海道教

育推進計画において、こうした状況も十分に考慮しながら、子どもたちが変化の激しい時代を生き抜く力を身につけていけるよう、教育環境の整備や人づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時9分休憩



午後5時11分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

赤根広介君。

○66番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、それぞれ答弁をいただきましたが、再質問をしております。

初めに、知事の基本姿勢について、鈴木道政の検証についてであります。

この任期を振り返り、課題として積み残されているものについては、誘客活動の推進や総合交通ネットワークの形成などを挙げられましたが、そもそもこの課題認識が甘過ぎるということを指摘せざるを得ません。

また、達成できたことには、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産への登録、あるいは、アドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催、そして、知事の日玉公約でもあります。ほっかいどう応援団会議の結成を挙げられました。

確かに、これらの事案については達成できたものというふうに思いますが、ほっかいどう応援団会議としても、会議体をつくっただけで終わるのではなく、この会議体が将来の北海道に対してどういった役割、貢献を果たしていくかという点が求められるわけでありまして。

ほっかいどう応援団会議を通じてどのような北海道をつくりたいのか、知事にお伺いをいたしました。が、活力ある北海道の創生につなげるとの抽象的なお答えでありました。

私は、ほっかいどう応援団会議は、あくまで手段であり、目的ではないと考えて、今日まで3年半余り議論を重ねてまいりましたが、今日までの議論を踏まえると、知事にとってこの応援団会議は、何かを達成するための手段ではなくて、結成すること自体が目的としか理解をできないわけでありまして。そうした認識でよいのか、改めて知事の見解を伺います。

次に、公約の推進管理についてです。

公約に掲げた政策との関連について、より分かりやすく一覧表にして整理をし、政策評価のホームページに掲載をした、引き続き、丁寧な情報発信に努めるとのお答えでありました。

私もいつも道のホームページを拝見しておりますが、一覧表は、総合計画を柱に他の計画や公約との関連を載せているだけであり、知事の157の道民との約束、公約がどのような形で推進されているのか、なかなかすぐに理解できるものにはなっておりません。

知事は、本当にこれで道民に対し丁寧な情報発信を行っているかと認識しているのか、改めて見

解を伺います。

次に、総合経済対策等についてであります。

追加補正予算について、経済対策推進本部で把握した支援ニーズを踏まえ、物価高騰や需要喚起、人手不足への対応など、必要な追加対策を取りまとめたとの答弁でありました。

当初予算であれば、編成方針が示され、各部はそれに基づき予算要求をいたしますが、今回、国の総合経済対策に呼応した補正予算をまとめるに当たり、推進本部として、関係各部に対し、編成の考え方をどのような形でどう指示されたのか、お伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、道の本部会議で全道をレベル2とすることを決定した理由として、重症病床使用率が指標の目標である50%以下であることを挙げていることについて、本道で緊急事態宣言が適用された時期でさえ50%を超えたことはないという事実を踏まえると、弱毒化しているとされるオミクロン株により、レベル3以上が適用されることは予想し難く、レベル分類自体が意味をなさなくなるのではないかと伺いましたが、明確な答弁はありませんでした。

先ほど、医療提供体制の今後の取組として、道民にも道の厳しい実情を伝え、自主的な感染防止行動の徹底や自己検査等のセルフチェックを積極的に促すとお答えになっておりますが、保健・医療提供体制の実情を正確に道民に伝えるためにも、レベル分類の的確かつ機動的な運用が求められると考えますが、重症病床使用率に固執することでこのレベル分類の運用が硬直するのではないかと懸念するわけでありますが、見解を伺います。

次に、ゼロカーボン北海道についてです。

地球温暖化防止対策条例の実効性の確保について、知事の見解を伺いましたが、道の責務を果たすための財政措置については条例案の規定を述べるにとどまっております。

私が全庁を牽引すると力強くお答えになったところでもありますので、せめて、必要な予算はしっかりと措置をしていく、これくらいはお答えになってよいのではないのでしょうか。再度、知事の決意についてお伺いをいたします。

条例との関係で、地球温暖化対策推進計画の見直しの必要についてお伺いをいたしました。必要があるのかないのかさえお答えがありませんでした。

条例案には新たに追加された項目も見受けられますが、それらは全て現行の推進計画に網羅されているという理解でよいのか、改めて見解を伺います。

最後に、子ども政策についてであります。

令和3年の全国の出生数は、前年と比べ、2万9213人減少し、81万1622人となり、過去最少を更新しており、本道の少子化の進行速度は全国平均を上回り、少子化対策は待ったなしの最優先課題となっているわけであります。

来年4月には、児童虐待や少子化など、子どもに関する政策を総合的に進める首相直轄のこども家庭庁が発足するわけであります。

子ども政策に関わる組織については、推進体制について検討を加速するとのお答えであります。

ので、道においても、来年度初めにも強化された体制が見られるよう取り組むことを強く指摘させていただきます。

知事は、定例会の開会日の定例記者会見において、必ず、記者の皆様に対して、道政上の重要課題に対して、議員の皆様と真摯な議論を積み重ねてまいりますと述べております。まさに知事の言うとおりの、真摯な議論が尽くされるよう、真摯な答弁を求めて、その答弁いかんによっては再々質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の再質問にお答えいたします。

最初に、ほっかいどう応援団会議についてであります。本会議は、地域における課題が複雑・多様化する中、官民連携の推進は不可欠であり、北海道の未来を見据えて、民間の皆様と持続的な関係を構築し、末永く北海道を応援していただくことを主眼として設立させていただいたものであります。

今後も応援団会議のネットワークを最大限活用し、市町村や企業の皆様と連携協働しながら、自然環境や再生可能エネルギー、食といった本道の優位性やポテンシャルを生かしたワーケーションや、移住、定住の促進、デジタルや脱炭素化、1次産業の振興など、本道の持続的な発展はもとより、我が国にも貢献する施策やプロジェクトを展開してまいります。

次に、公約の推進管理についてであります。私が公約に掲げた政策については、総合計画をはじめとする道の計画と一体的に取り組み、その取組状況については、時々々の状況を踏まえながら、ホームページのみならず、道議会での御議論や記者会見など、様々な機会を捉えて説明してきたところであります。引き続き、道民の皆様への丁寧な情報発信に努めてまいります。

次に、追加対策の検討についてであります。本道経済の先行きが懸念される中、国が総合経済対策を閣議決定したことを受け、経済対策推進本部会議において、私から、各業界や地域の支援ニーズの把握に努め、道民の皆様や事業者の方々に、将来に向け、希望を持っていただけるよう、必要な対策の検討を進める旨の指示をしたところでございます。

次に、レベル分類の運用についてであります。道としては、運用の考え方に基づく具体的なレベル判断に当たっては、医療の逼迫度に着目する観点から指標を基本とし、このたびのレベルの判断においては、全道の重症病床使用率は13.8%と低い水準にとどまることを踏まえ、レベル2としたところであります。

今後とも、指標が目安とされる数値に近づく、あるいは、急激に上昇するといった場合については、事象を勘案するなど、適切に対応してまいります。

次に、地球温暖化対策推進計画の見直しについてであります。本年3月に改定した推進計画では、目標の達成状況などを踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行うこととしておりますが、まずは、現在取り組んでいる条例の見直しについて、議会での御議論や道民の皆様の見聞も踏まえて、しっかりと検討を進めてまいります。

最後に、地球温暖化防止対策条例についてであります。条例の見直しに当たっては、新たな

【令和4年（2022年）12月5日（月曜日） 第3号】

道の責務として、専門的知識・技術を有する人材の育成や、産業の育成、振興などを拡充して規定することで、道の果たすべき役割を明確にするとともに、必要な財政上の措置を規定することを検討しております。

道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、今後とも、あらゆる分野にわたって、各般の施策に全庁一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 赤根広介君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月6日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時27分散会